

第3章 1926年噴火における救護・復旧活動と復興事業

はじめに

第3章では、1926（大正15）年噴火によって甚大な被害を受けた、上富良野、美瑛、中富良野において、被災直後から救護・復旧活動がどのように進められ、どのような人々がこれに関わったのか、また、本格的な復興事業に関する予算の決定過程をたどり、その内容はどのようなものとなったのか、さらに、予算決定後に表面化した復興方針をめぐる上富良野村内部の対立や、復興事業への人々の取り組みなどを明らかにする。

そこで最初に、それぞれの村の、本州の村とは異なる開村の事情を簡単に紹介しておきたい。

富良野地方の開拓が本格化したのは、1896（明治29）年のことである。当時北海道庁は、一定の区画の中に移民を計画的に分散入植させる「殖民地区画」政策をとっていた。これは、人々を入植させる際、事前に道路や鉄道などの交通を整備し、また、市街地、官庁用地、学校・病院敷地、寺社敷地や墓地・火葬場に至るまで、予定地をあらかじめ確保し、生活環境を整備してから開放するというやり方である。この地方が開放されたのも、1897（明治30）年に、旭川と帯広を結ぶ十勝線（現JR富良野線及び根室本線の一部）が着工されたこと、それに加えて旭川村市街地が発展していたことが大きな要因となっていた。同年には、噴火で大きな被害を受けることになる三重県出身者たちが上富良野への団体移住を果たし（以下、三重団体と呼称）、翌1898（明治31）年には、石川県や福井県から中富良野への団体移住があった。また、同年には島津家の農場も上富良野に創設されるなど、農場や牧場の開設も進んだ。

当時この地方は空知支庁に属し、富良野村が開村されているにもかかわらず、戸長役場が歌志内村に置かれ不便を強いられていたが、翌1899（明治32）年6月、ようやく富良野村戸長役場が上富良野に設置されて、上川支庁の管轄となった。また、十勝線も、1898年7月に旭川－辺別（現JR富良野線西神楽駅）間、翌1899年9月に辺別－美瑛間、同年11月に美瑛－上富良野間、1900（明治33）年8月に上富良野－中富良野－下富良野間が順次開通していった。しかし、富良野村が上富良野、中富良野、下富良野、南富良野の落合にまで及ぶ広大な地域を管轄していたうえ、戸長役場が北よりの上富良野に置かれたことから、その後、それぞれの地域で分村運動が起こった。1903（明治36）年には、富良野村の南方が下富良野村（現富良野市）として分村したため、富良野村は上富良野村と改称し、1917（大正6）年には、上富良野村から中富良野村が分かれていった。

一方、美瑛は、もともと神楽村の一部だった地域で、1893（明治26）年に道庁による殖民区画の設定により、翌1894（明治27）年ごろから入植が始まり、その後、和歌山県からの団体移住や農場の開設がみられるようになった。1899年9月の鉄道開通のころには、既に市街地が形成されており、翌1900年に神楽村から独立して戸長役場が設置され、美瑛村が開村したのである。

上富良野、中富良野、美瑛への入植が本格化した時期は、日清戦争前後、まさに北海道への移民が増加した時期でもあった。各村が噴火に見舞われる直前の人口や財政状況については、表3-1、2を参照していただきたいが、この地域は大正期に入ると、1913（大正2）年の大凶作、第一次世界大戦期の「豆景気」やでんぷんの海外輸出による大好況、大戦後の恐慌と、めまぐるしい経済変動に翻弄された。また1926年は、上富良野の開拓が始まってからほぼ30年、5月24日の噴火当日は、この地域の農民たちが取り引きしていた、旭川を本店とする絲屋銀行が、翌1927（昭和2）年の金融恐慌の先駆けともいえるかたちで、休業した日でもあった。

第1節 救護・復旧活動とその担い手

1 被災直後の村の様子

上富良野において泥流被害にあった人々の目撃・体験に関しては、第2章第3節に詳しいので、ここでは被災直後の上富良野、美瑛、中富良野の村の様子を文献から紹介する。

(1) 上富良野村

上富良野村市街地を泥流が襲ったのは、午後5時ごろのことである（第2章第3節図2-6参照）。市街地の消防組員、自警団員、青年団員は、雨の中出動し、警鐘を鳴らして急を告げた。5月24日は月曜日で、村役場では吉田貞次郎村長が執務中であつたが、比較的高台にある上富良野駅、村役場、上富良野尋常高等小学校付近、市街地裏の明憲寺に住民を避難させることとし、市街地の人々は戸締りをして家を出た。また、消防組員や自警団員、青年団員らは、早速泥の中で助けを求める人々の救助や、避難してくる人々の収容、けが人の手当てなどを開始した。女性たちによる炊き出しも始まった。

一方、役場では、上富良野駅前の十字街（市街地大通4丁目）に1本の旗を立て、机1脚を置いて、ここに応急事務所を開設した。ここで吉田村長らは、5月26日まで不眠不休で善後策を講じることになる。また、午後8時ごろ、村長は、泥流によって電柱がなぎ倒され、電信・電話ともに美瑛―上富良野間で不通となっていたため、鉄道電話により富良野町―滝川町経由で上川支庁に急を報じ、救援を要請した。さらに、金子浩助役を中心に約20人の捜索隊を結成

し、被害が予想される三重団体方面（草分方面）、新井牧場方面（日新方面）の様子を見に行くことになった。午後9時には降り続いていた雨も上がり、25日未明に捜索隊が戻ると、新井牧場や三重団体が全滅に近いことが明らかとなった。

(2) 美瑛村

美瑛では、24日の正午過ぎに最初の爆発音、続いて午後2時ごろにも爆発音が起こるとともに地震も発生した。美瑛川の水が灰汁の色に変わり、刻々と増水していたが、午後4時半ごろの爆発音が、前の2回とは違い、百雷が一時に落下したような大爆発音であったため、村長の熊倉兼次は、急きょ消防組、在郷軍人分会及び青年団員約65人を招集して、調査のために十勝岳方面に出動させた。

一行が美瑛川に沿って上流に進むうち、午後6時ごろ、丸山付近で既に泥流が襲来しつつあるのを目撃し、住民を避難させるために一部を残して引き返し、警鐘を鳴らして急を知らせた。人々は師団山（平和郷）、村山、大久保、明治農場の高台などに避難した。一方、丸山付近に残った人々がさらに上流に進んだところ、畠山温泉から逃げてきた2人の村民に出会い、丸谷・畠山温泉方面の状況を聞いて、この先の踏査は危険であると判断し、午後8時にひとまず市街地へ引き返した。

丸谷温泉（丸谷吉之助経営、後の美瑛温泉）や畠山温泉（畠山三郎経営の沸かし温泉、1950（昭和25）年白金温泉となる）は、正午過ぎの爆発で、また平山硫黄鉱業所は、午後4時20分ごろの爆発で泥流に襲われていたが、この様子は第2章第2節に詳しい。

一方、美瑛川は、灰汁のような水が粘土のように赤く変わり、流木も加わって渦を巻いて岸を侵食しつつ市街地裏にまで達し、堤防も数か所破壊された。このため、川沿いの低地の田畑や第七師団の廠舎、日本製麻工場の材料倉庫、数軒の民家が浸水・流失し、美瑛橋付近で、一時水位が7、8尺（1尺＝約30.3cm）となった。それこそ小学生まで出動して警戒に努めたが、午後10時ごろには次第に水が引き、人々は翌25日朝、避難先から家へ戻った。

(3) 中富良野村

中富良野では、降雨の中、午後2時に十勝岳の鳴動を感じた。午後5時半には、上富良野が「山津波の襲来」を受けたとの情報を得たので、直ちに富良野川沿いの住民や女性・子どもらを市街地及び付近の高台に避難させ、取りあえず消防組が警戒にあたった。

その後、次第に富良野川の濁水が増し、午後6時ごろには上富良野村島津農場北23号—24号間右岸の堤防が決壊して、たちまち泥土と流木により、ここから石川団体鉄道以西が埋没した。市街地付近では、午後8時に濁水が硫黄交じりの泥水に変わり、無数の流木が各橋梁の橋脚にせき止められて8つの橋を破壊したので、対岸との交通が不能となった。

午後11時ごろには、流木のため14号橋が真中から折れたが、一筋の水路ができたため、徐々に水位は下がっていった（第2章第3節図2-6参照）。

2 泥流被害の概要

それでは、24日の泥流がもたらした被害は、どのようなものだったのだろうか。

表3-1～3は、上富良野、美瑛、中富良野がそれぞれどのような被害を受けたのか、それを金額に換算するとどの程度になるかをまとめたものである。特に、表3-1には各村の被災当時の推計人口や推計戸数、表3-2には被害金額と比較するために、1923～26（大正12～15）年の各村の財政規模（歳入の決算額）を示した。

表3-1 人的被害 (単位：人、戸)

	上富良野	美瑛	中富良野	計
推計人口	10,026	12,280	8,148	30,454
罹災者総数	1401	600	504	2505
死者	119	4	0	123
行方不明者	18	3	0	21
負傷者	19	0	0	19
推計戸数	1,507	2,138	1,435	5,080
罹災戸数	315	86	81	482

出典：『十勝岳爆発災害志』より作成。

注) 推計人口、推計戸数は1926（大正15）年5月24日現在。

表3-2 大正末の財政規模 (単位：円)

	上富良野	美瑛	中富良野
大正12年	73,490	116,367	75,340
大正13年	70,960	96,240	77,894
大正14年	110,011	112,801	80,913
大正15年	87,974	187,955	115,267

出典：『上富良野百年史』、『美瑛町史』第1巻、『十勝岳爆発災害志』より作成。

注) 掲げた数字は、歳入の決算額である。

まず、表3-1から推計人口に対する罹災者数の割合を計算すると、上富良野約14%、美瑛約4.9%、中富良野約6.2%、推計戸数に対する罹災戸数の割合は、上富良野約20.9%、美瑛約4%、中富良野約5.6%と、いうまでもなく上富良野の被害が大きく、5戸に1戸は被害を受けている。また、死者・行方不明者144人のほとんどが上富良野に集中しており、美瑛の死者・行方不明者7人は、丸谷・畠山両温泉の経営者とその家族6人、湯治客1人であった。上富良野の死者・行方不明者137人には、平山硫黄鉱業所の関係者25人が含まれ、それ以外の112人が日新、草分地区や三重団体の人々で、上富良野、美瑛の市街地や中富良野では死者・行方不明者はなかった。

ちなみに、平山硫黄鉱業所の被害者の多くは、福島県の吾妻山で硫黄採取に従事している人々で、春から秋にかけての出稼ぎのために滞在していたという（『北海タイムス』1926年5月27日）。

上富良野の死者・行方不明者の内訳は、男性60人、女性77人だが、男性の中には平山硫黄鉱業所の23人が含まれており、このことから、上富良野村民の死者・行方不明者112人の約67%が女性だったことがわかる。また、年齢別では、0～10歳が50人、11～20歳が22人で、20歳以下の死者・行方不明者が全体の半数以上を占めているが、この年代で平山硫黄鉱業所の被害者はわずか1人であることから、上富良野村民の死者・行方不明者の約63.4%が20歳以下であったことになる。

つまり、大まかにいえば、「女性と子ども」の死者・行方不明者が多かったのであり、この中には、日新尋常小学校の児童11人（在籍46人）や上富良野尋常小学校の児童9人（在籍163人）、上富良野尋常高等小学校児童1人も含まれていた。ただし、泥流が発生した午後4時半ごろは、子どもは既に学校から自宅に戻っており、家にいた母親が子どもたちを連れて避難しようとして、あるいは、家から何か持ち出そうとして逃げ遅れたとも考えられる。

一方、21～30歳以下の死者・行方不明者は32人だが、このうち20人が平山硫黄鉱業所の労働者である。以下、31～40歳11人、41～50歳6人、51～60歳3人、61～70歳7人、71～80歳6人という内訳だった。

また、擦過傷や打撲傷、裂傷など軽いけがを負った者はいたものの、重傷者は19人と意外に少なく、そのうち7人は平山硫黄鉱業所の関係者であった。傷病者の手当てや衛生に関しては後述するが、上富良野ではむしろ、被災後に外での避難生活による寒さで、風邪を引いたり胃腸を壊したりする者が多かったことが新聞報道で確認できる。

次に、表3-3の被害の内訳と金額をみると、やはりすべての項目において、上富良野が他の2村に比べて圧倒的に大きな被害を受けたことは明らかだが、その被害が、村にとってどれほどのものであったかは、表3-2の各村の大正後期の財政規模を見れば一目瞭然である。各村の財政は、各年によって増減はあるものの、大正後期は、ほぼ7万～11万程度で賄われており、上富良野の200万円に近い被害金額は、その約20年分に相当する額である。

一方、どの村でも田畑の被害が大きいが、それに加えて、先ほど述べた被災直後の様子からもわかるように、美瑛の場合は美瑛川の堤防決壊、中富良野の場合は流木などによる橋梁被害が特徴的である。また、建物被害では、特に上富良野で、日新小学校や上富良野尋常小学校が流失、農産物検査所流失、草分や日之出の青年会館全壊など、公共建物の被害があり、専誠寺、大雄寺など2つの寺も泥土の侵入や浸水に見舞われた。

このほか、上富良野では、住宅の流失・半壊・浸水あわせて139棟、非住宅の流失・半壊・浸水が222棟で、結果として家資被害も多かった。ちなみに、上富良野における全壊住宅がどの地区のどこに位置していたかは、第2章第3節の表2-6に詳しい。さらに、上富良野の被害で顕著なのは家畜被害である。その内訳は、牛3頭、馬25頭、豚10頭、鶏603羽、ウサギ3羽だったが、特に牛や馬の死体は、掘り出しが困難で後回しにされたため、腐敗が進んで悪臭を放ち、衛生上も問題であるといった新聞報道も見受けられた。

表3-3 被害内容と金額

	上富良野村		美瑛村		中富良野村	
	内容	金額 (円)	内容	金額 (円)	内容	金額 (円)
田	5,060反	1,120,790	400反	9,997	1,345反	24,264
畑	2,250反	110,250	2,760反	9,950	60反	408
雑種地・学校用地・ 市街宅地	124.4反	9,040	2反	40		
建物(住家・非住家・ 公共建物)	361棟	204,020	8棟	7,215	3棟	0
道路	12里30町	61,200	14か所	7,449	8間	40
橋梁	33か所	13,800	8か所	7,920	8か所	11,400
灌漑溝・用水路	灌漑溝5里	120,000	用水路667間	1,334		
河川	富良野川・エホ ロカンベツ川	55,000	美瑛川堤防 6か所欠潰	11,200	8間	180
家資	74,670点	244,850	60点	3,663		
家畜	67頭・602羽	8,070	1頭(馬)	50		
小計		1,947,020		58,818		36,292
その他(国有林)	19万4,224石	126,315				
その他(御料林)			8,470石	2,280		
その他(平山鉱山)		350,000				
その他(鉄道)	1万6,332円					
その他(電信電話)	2万3,000円					
小計とその他の合計	256万0,057円					

出典：『十勝岳爆発災害誌』より作成

- 注) 1. 公共建物とは学校・青年会館・農産検査所のことである。
 2. 家資とは、商品・貯蔵穀類・機械器具・家具類・衣類・有価証券などのことである。
 3. 家畜とは、牛・馬・豚・鶏・ウサギのことである。
 4. 平山鉱山とは、平山硫黄鉱業所のことである。

3 救護・復旧活動の開始

(1) 最初の調査と25日の夜

さて、金子助役らの知らせで、三重団体や新井牧場の惨状がわかると、吉田村長は25日午前4時、災害の程度のほか住民の避難状況を詳しく知るため、役場の職員、村会議員、各地区の会長らを9班に分け、それぞれ被災地に向かわせた。そして、各家で誰がどこに避難しているか、家族の中で誰が被害にあったかを調査し、「罹災者給与台帳」を作成することとした。

また、生存者の救護、被災者の収容、遺体搜索、食料配給のため、上富良野全村の住民会、在郷軍人分会、自警団、青年団、婦人会などに総動員をかけた。

さらに、三重団体鉄道終点国道(三重団体鉄道合宿所付近)に幕舎を設けて応急事務所の第二事務所とし、金子助役が指揮をとることとした。

この日の調査により、誰がどこに避難しているかが判明し、その避難先は82か所に及んでいた。そこで村長は、それらの避難先をそのまま避難所として指定し、指定された家には、避難住民が滞在するための借家料や薪・炭・油代などを支給することとした（表3-6の避難所費参照）。

これにより、6月2日まで総数600余人が収容されることとなった。また、集合避難所として明憲寺を指定した。泥流が再来するという流言もあったことから、昼間は死体捜索や救護作業を行っていた市街地の住民も、夜になると明憲寺へ避難したため、収容人数は2,000人以上にのぼったといわれている。このときの市街地は、「点灯頃に至れば全部戸締りをして市街裏の妙見山（明憲寺）に引き上げ、ほとんど人影すらも見当らず、只十字街の救援事務所に役員及び十数人の人夫と時折巡回する自警団の一隊をみるのみで、宛ら無人街の感」があり、一方、明憲寺の様子として「本堂庫裡は人々が重なり合って、僅かに露を凌ぐものや、鐘楼付近には露天下に蓆を敷いて雑魚寝するもの約千人に達し、さしもの広い妙見寺（明憲寺）内も殆ど立錫の余地すらなく、一家全滅し只一人生き残った老翁や親を失った幼児等、枚挙に遑ない程で、焚き出しの握り飯を暗がりの中でムサボリ食ふ惨状、言語に絶」する有様だったと報道された（『北海タイムス』大正15年5月27日）。

美瑛村でも、25日午前5時から美瑛在郷軍人分会、青年団、消防組員ら約100人近くの人々が、丸谷・畠山温泉の遺体捜索を行った。また、午後6時から熊倉村長は、村役場に助役や村会議員、消防組、日本製麻工場長、村有志らを集めて相談会を開き、①上富良野への救援隊派遣をどうするか、②美瑛村内の災害地へ出動する救援隊をどうするかについて話し合った。この結果、①については助役や村会議員らを代表者として見舞いに派遣する、②については、翌26日は市街地付近の青年団員約45人、27日には消防組や市街地住民によって、被災者の救護、遺体の捜索を行うことが決定された。

(2) 衣料品や食糧の調達

一方、上富良野で、被災直後から行われた救護活動の一つに、衣料品や食糧の確保がある。特に、衣料品の確保は、被災者が家屋の被害などにより着の身着のまま避難生活に入らざるを得なかったことに加え、24日が雨で衣類が濡れたため、直ちに実施された。救護隊は、市街地で衣類を徴発し、救護事務所も地元の商店からメリヤスシャツ、腰巻、ズボン下、足袋などを購入して被災者に配った。これにより766人が衣類の支給を受けた。また、上富良野尋常高等小学校高等科の女生徒25人が袷を縫ったり、上川支庁の幹旋で第七師団から毛布の払い下げを受けたりして、当座の衣類や寝具などの調達を行った。

一方、被災直後から始まった炊き出しなどに用いる米、味噌、煮干、梅干も、役場が臨時借り上げとし、市街地の婦人会・処女会員が調理して、青年団員が被災者に配った。また、市街地から遠い場所へも、役場の指揮のもと、青年団、在郷軍人会が食糧を配給した。

これら被災直後に必要とされた衣料品や食糧にかかる費用は、罹災救助基金法による支出から賄われた（表3-6）。

（3）鉄道の復旧と警察

このように被災直後の救護活動は、村内の住民会、在郷軍人分会や青年団、消防組、自警団、婦人会、処女会などが中心となって行われていることがわかる。一方、村の外では泥流被害を受けて、どのような動きがあったのだろうか。

村の外で最も早く動き出したのは、鉄道と警察である。泥流は、美馬牛—上富良野間の鉄道線路を約1哩44鎖（1マイル44チェーン＝約2.5km）にわたって破壊し、午後11時ごろになっても軌道上に約2尺（約60cm）の泥がたまっており、24日午後5時10分旭川発の列車は、美瑛川の出水のため運転不能となり旭川へ引き返した。このため午後11時には、旭川から、枕木、むしろ、縄、木材などを満載した救援列車が、旭川保線所長と工夫30人、さらに旭川警察署の警部1人、警官2人を乗せて、出発している。また同じころ、富良野署からも警官らが上富良野へ出動し、警備の任に就いた。下富良野保線区からも上富良野の現場へ向かったが、あまりの惨状に一度戻って復旧体制を整え、25日午前5時、約50人が臨時列車で下富良野駅を出発して現場に向かった。

この結果、午前10時には、鉄道復旧のめどとして、25～26日に泥土や流木の片付け、27～29日の3日間で砂利、レール、枕木を敷設し、30日の始発より運転を開始することが、旭川運輸事務所長や旭川保線事務所長から発表され、保線工手400人、人夫200人が出動しての作業が始まった。鉄道は、予定より早く28日午後0時10分に開通したが、この結果生じた一時的混乱については後述する。

また、この復旧工事の期間中でも、定時発着のほか、旭川と下富良野両駅から、材料の運搬のほか、見舞いや救護手伝いのために被災地に入る人々などを乗せた臨時救援列車が運行された。ちなみに、この当時上富良野駅は、平日の乗降客は300人程度であったが、被災後は5月25日～6月10日までの間に、1日平均1,600人以上が乗降し、多いときには3,000人近くに達するほどの混雑ぶりであった。また、鉄道が開通するまでは旭川方面から上富良野へ入る人々は、美瑛駅で下車し、そこから徒歩で上富良野を目指したので、美瑛駅の乗降客も増加した。27日には鉄道省も、送られてきた救護品の無料保管や、被災者への寄贈品半額輸送などの便宜を図った。

一方、警察が災害地で担ったのは、治安維持や衛生の保全、防疫のほか、遺体捜索の指揮である。24日深夜から25日未明にかけて、救援列車に便乗して美瑛や上富良野に向かった旭川警察署や富良野警察署の警官たちは衛生隊を伴い、現場では被害状況を把握するとともに、消防組や青年団、在郷軍人分会などで組織される捜索隊を指揮して、遺体の捜索に従事した。このため、被災直後の被害状況を紹介した新聞記事を見ると、その情報源は警官である場合もある。ちなみに、上富良野と中富良野は富良野警察署の管轄、美瑛村は旭川警察署の管轄であった。

(4) 遺体の搜索

その遺体搜索は、泥流災害の中で最も困難を極めた救護活動の一つといえる。噴火口に近い丸谷・畠山温泉や、特に平山鉦山などは「裸体となった坑夫の遺体を遠望することが出来る」にもかかわらず、危険で近寄れないほどであったが、25日には、被災を免れた地区の青年団を中心に警官の指揮のもと、搜索に着手した。

一方、上富良野の泥流被害にあった地区でも、泥土が深いところでは数尺にも達しており、そのうえ流木が山積する中では、遺体の搜索をしようにも歩行すらままならなかった。ところが、このとき役に立ったのが、旭川から持ち込まれた中島公園の池のボートであった。このボートは泥土の中での移動を容易にし、上富良野では富良野警察署長自らが指揮をとって、つるはしなどで探りながら遺体を捜した。また、後に復旧活動に参加した神居在郷軍人分会が、内部に取り外し自在の板の下駄をつけた「下駄船」を考案し、泥土の中での作業を容易にして、重宝がられた。

しかしいずれにせよ、遺体の中には、損傷が激しく、首や手足のちぎれたものもあった。美瑛では、畠山温泉の経営者の遺体（神楽村西御料地16号で発見）と丸谷温泉の経営者の遺体（原野24線で発見）を、同じ50歳代であったためか、親族が取り違えて引き取るといったことも起こった。発見された遺体は、検死の後、収容所に指定された病院や寺に運ばれ、身元が判明した者は遺族に引渡し、救護隊が火葬場に運ぶか、交通の不便な場所では適宜の場所で火葬された。

遺体の搜索は、8月26日いったん終了したが、その後も河川の浚渫などの際に発見されることもあり、結局、1927（昭和2）年7月8日に上富良野で発見された遺体を最後に、行方不明者は21人を数えた。

(5) 道庁や支庁の視察と医療・衛生

ところで、旭川の公園から上富良野にボートを持ち込んだのは、上川支庁や旭川赤十字社、旭川医師会の人々であった。上川支庁は、25日の午前中に、支庁長をはじめ「属」クラスの支庁員を上富良野に派遣し、道庁からも、保安課長や社会課長らが薬品や医療具を携えて防疫医同行の上、上富良野に向かった。翌26日には、中川健蔵道庁長官、林警察部長、百済文輔内務部長、加勢清雄土木部長らも災害現場を訪れた。

これと並行して道庁、旭川警察署、日本赤十字社北海道支部病院旭川医師会、旭川市医師会、上川郡医師会（富良野町の医師）は、応急処置や防疫のため、25日に医師や衛生係巡查、看護婦などを派遣した。そして、市街地の病院や個人宅、農家の一室を診療所として応急手当てにあたり、重病患者は上富良野市街地の病院に収容した。また、自ら被害地を戸別に訪問して検診などを行ったが、先ほども述べたように、大惨事のわりに重傷患者は少なく、症状も、泥土を飲み込んだことによる胃腸カタル、下痢、打撲傷、擦過傷、裂傷であったことから、医師たちは処置が終わると、27日には旭川などに帰っていった。さらに、衛生状態に関しても、浸水

した食品は食べないように、市街では衛生掃除を心掛けるとともに、市街地浴場は被災者が無料で入浴できるようにした。

(6) 第七師団の「慰問」と「演習」

一方、この当時、軍隊が災害において救護・復旧活動で何らかの役割を果たす規定はなかったが、旭川の第七師団は、25、26日に美瑛・富良野方面出身の兵士約50人を「慰問」、「見舞い」という形で帰省させた。また、救助作業のため工兵隊が出動する場合、「演習」という名目で作業に従事することが決定した。5月30日には師団長が現場を視察し、富良野川上流と市街地との通路を確保して避難住民約60人に食糧を供給するため、富良野川に橋をかける工事を道庁から依頼され、6月3日に工兵隊54人が作業に従事し、その日のうちに橋を完成させた。

4 本格的な復旧活動

(1) 近隣町村による奉仕作業

中川道庁長官らが現地視察に訪れた5月26日、上富良野臨時救護事務所は、十字街から上富良野駅前前の福屋貢所有家屋内に移った。これにより救護事務所は、上富良野のみならず被災地全体の救護事務総本部としても機能することとなり、上川支庁の上野勇事務官を主任とし、道庁や支庁から派遣された役人、上富良野村役場、村会議員などが協力して、本格的な復旧活動に取り組むこととなった。

このころから新聞報道には、被災直後の上川支庁の迅速な対応や、救護事務所の秩序だった救護活動を評価する記事が見られるようになるが、一方で、作業の主体となったのは、上川支庁管内の他町村から派遣された青年団や在郷軍人分会、消防組などの団体であった。

表3-4と表3-5は、上川管内の町村が、奉仕作業に従事するため上富良野に派遣した団体の人数や活動日を示したものである。このうち、表3-4では、青年団、在郷軍人分会、消防組等の団体が何月何日に何人活動したかを、上富良野村内の団体の活動日とあわせて表した。

これによると、先ほども述べたように、被災直後の救護活動の担い手である上富良野村内の青年団や在郷軍人分会、消防組は、被災後1週間は300人前後が活動しているが、その後団体単位で活動の主体となるのは、上川管内の町村から派遣された団体であることがわかる。特に、5月28日～6月4日は青年団、6月13～17日は在郷軍人分会、6月23～27日は再び青年団が奉仕作業を行っている。これは上川管内の町村青年団の連合組織である上川連合青年団が、管内町村の青年団を4つの班に分け、それぞれが5月28日～6月4日と6月23～27日の任意の日の上富良野に滞在して奉仕作業をするよう、分散派遣したからである。また、青年団が活動していない6月13日～17日は、帝国在郷軍人分会の上川連合分会が、管内に24ある軍人分会をやは

り2班に分けて、上富良野で奉仕作業を行った。このため延べ人数として、結局約5,400人以上の人々が上富良野において奉仕作業を行ったことになるのである。

一方、表3-5は、上富良野に団体を派遣した町村名と派遣人数、カッコ内は何月何日に活動したかを示したものである。これによると、上川管内のほとんどの町村は、決められた期間内に2～3日間、青年団と在郷軍人分会をそれぞれ1度、20～40人程度の人員を派遣している。

1回の派遣人数が最も多かったのは東鷹栖の85人だが、旭川や東旭川、永山など旭川近郊と剣淵、さらに中富良野や富良野の団体は数度にわたって作業に従事し、特に、5月28日以前は、同じ被災地である中富良野や美瑛までもが上富良野で活動している。中富良野は、24日の段階で、消防組員と青年団員15人を救護隊として上富良野に派遣した最初の近隣町村である。また、中富良野村内でも、26、27日には市街地住民や青年団が協力して、約500人により流木除去作業が行われた。

表3-4 上川管内町村の上富良野における奉仕活動 (単位：人)

	青年団	在郷軍人分会	消防組	その他	合計	村内団体
5月26日	48	88	33	85	254	180
5月27日	88	12	67	91	258	310
5月28日	449	37	65	11	562	252
5月29日	271	32	42	92	437	271
5月30日	411	10	10	14	445	320
5月31日	238	31	10	0	279	383
6月1日	338	31	5	0	374	328
6月2日	225	0	0	16	241	20
6月3日	258	0	0	15	273	20
6月4日	158	0	0	15	173	0
6月5日	18	0	0	90	108	0
6月6日	89	0	0	90	179	0
6月7日	0	0	0	0	0	0
6月8日	0	0	0	0	0	0
6月9日	27	0	0	0	27	0
6月10日	0	0	0	0	0	0
6月11日	0	0	0	100	100	0
6月12日	0	0	0	100	100	0
6月13日	0	157	0	100	257	0
6月14日	22	157	0	0	179	0
6月15日	22	203	0	0	225	0
6月16日	22	247	0	0	269	0
6月17日	22	218	0	0	240	0
6月18日	68	0	0	0	68	0
6月19日	0	0	0	0	0	0
6月20日	0	0	0	0	0	0
6月21日	0	0	0	0	0	0
6月22日	0	0	0	0	0	0
6月23日	81	0	0	0	81	0
6月24日	80	0	0	0	80	0
6月25日	0	0	0	0	0	0
6月26日	106	0	0	0	106	0
6月27日	104	0	0	0	104	0
延べ人数	3,145	1,223	232	819	5,419	2,084

出典：『十勝岳爆発災害誌』より作成

注) その他とは、消防組や青年団が混成して編成された救護隊、愛国婦人会、他支庁管内の団体、天理教上川団である。

表3-5 町村別の派遣人数と活動日

単位：人（月・日）

	青年団	在郷軍人分会	その他
中富良野	72 (5・28) 、 68 (6・1) 、 41 (6・2) 、 51 (6・3) 、 44 (6・6) 、 46 (6・18)	20 (5・26) 、 15 (5・28)	15 (5・24) 、 26 (5・25)
富良野	11 (5・25) 、 27 (5・27) 、 35 (5・28) 、 50 (6・2) 、 48 (6・3) 、 51 (6・4) 45 (6・6) 、 27 (6・9)	16 (5・25)	34 (5・25) 、 11 (5・27)
美 瑛	27 (5・31) 、 26 (6・2)	50 (5・26)	16 (6・2)
東鷹栖		13 (6・13、14、15)	85 (5・26、27、29) 、 15 (6・3、4)
神 居	58 (5・28)	18 (5・26) 、 31 (5・31、 6・1) 、 18 (6・13、14、15)	
永 山	13 (5・27、28、29) 、 11 (5・30) 、 18 (6・3、4、5)	12 (5・27、28、29) 、 20 (6・16、17)	13 (5・26) 、 37 (5・27、 28、29)
旭 川	21 (5・28) 、 8 (5・29、30) 、 10 (5・ 31、6・1、2) 、 10 (6・4)		10 (5・26、27、28) 、
美 深	35 (5・26、27) 、 36 (6・26、27)		
東旭川	13 (5・26、27) 、 110 (5・28、29) 、 65 (5・30)	42 (6・16、17)	
神 楽	16 (6・1、2、3、4)	36 (6・13、14、15)	10 (5・26)
山 部	43 (6・1、2、3)	14 (6・13、14、15)	15 (5・27) 、 21 (5・28) 、 13 (5・29) 、 9 (5・30) 、 5 (5・31)
当 麻	20 (6・2、3、4)	16 (6・13、14、15)	53 (5・28、29、30)
愛 別	34 (5・28、29、30) 、 25 (6・3、4)	20 (6・13、14、15)	
比 布	34 (5・28、29、30) 、 18 (6・3、4)	19 (6・16)	
鷹 栖	40 (5・28、29、30)	25 (6・13、14、15)	
名 寄	22 (5・30、31、6・1)	25 (6・16、17)	4 (5・30)
東 川	41 (5・30、31、6・1)	26 (6・15、16、17)	
和 寒	25 (5・30、31、6・1)	21 (6・16、17)	
下 川	16 (5・30、31、6・1) 、 10 (6・23、24)		
士 別	28 (5・30、31、6・1) 、 10 (6・26、27)	25 (6・16) 、 15 (6・16)	
上 川	15 (5・30、31、6・1) 、 11 (6・23、24)	9 (6・16、17)	
多 寄	20 (5・30、31、6・1) 、 13 (6・26、27)		
剣 淵	20 (5・30、31、6・1) 、 22 (6・14、15、 16、17、18) 、 12 (6・26、27)	20 (6・15、16、17)	
南富良野	20 (6・1、2、3)	9 (6・13、14、15) 、 15 (6・16、17)	
妹背牛			90 (6・5、6)
占 冠		6 (6・14、15)	
上士別	30 (6・23、24)	25 (6・16、17)	
智恵文	15 (6・23、24)		
常 盤	15 (6・23、24)		
中 川	18 (6・26、27)		
江丹別	17 (6・26、27)		

出典：『十勝岳爆発災害誌』より作成

- 注) 1. その他には消防組、愛国婦人会のほか、青年団・在郷軍人分会・消防組で結成された救護隊も含まれる。
2. 各町村の派遣人数のなかには、複数の団体の参加者数を合算したものもある。

(2) 奉仕作業の内容

これらの団体が受け持つ復旧活動は、遺体の捜索のほか、泥流で破壊された道路の開設や河川の浚渫、土を乾かすための河川乱流の切り替え、流木除去、被災家屋の片付けと泥土除去、灌漑溝の浚渫や排水溝の掘削など、主に土木作業が中心であった。特に、流木除去はすべての作業の前提であり、この時期になると、これらの作業と並行して遺体の捜索を続けるという方法がとられた。先ほど述べた神居村在郷軍人分会考案の「下駄船」も、このとき利用された。また、流木は、道路や架橋の材料、さらには被災者のバラック建築の資材としても利用された。

上富良野村内の準地方費道旭川浦河線は、被災地への救護活動や連絡のためにも早急に開通が必要とされた。しかし、泥土が固まっていないことから、5月29日～6月3日の間に、まず青年団が、流木を枕木にしてその上に厚さ2寸以上幅6寸（1寸は約3cm）以上の板をかけて木造道路をつくり、泥土が固まった6月13～17日に在郷軍人分会が木を取り外し、土をならして人馬の通行が可能な道路とする作業が行われた。第七師団がつくった橋の材料にも、青年団が除去した流木が利用された。

これらの団体が上富良野を訪れる際は、作業に必要な道具はもちろん、食糧や簡単な寝具を携帯し、村内の寺や劇場を宿舎として滞在した。これに対して救護事務所は、その日の作業計画を作成し、どの団体の何人がどの作業を担当するか、集合場所とその時刻、解散時刻、作業道具や昼食・飲料物が用意されているか、作業の具体的な方法や手順をどうするか、などを指示する。各団体は、この指示に従い奉仕作業に従事したが、このとき団体の宿舎と作業現場、救護事務所間の連絡にも、旭川の青年団が3台の自転車を持ち込んで対応した。

一方、近隣町村の団体が土木作業に従事するようになると、村内の人々は、住民会単位で流木除去や遺体の捜索に従事し、避難所への食糧・衣類の運搬、家財の搬送、流失品収容のほか、郵便物の配達、登山者の案内などを担当することとなった。特に郵便物の配達は、列車の開通後、上富良野郵便局では各地から寄せられる安否見舞いの電信や郵便物が山積したうえ、住民の避難先を把握しきれないために、混乱状態に陥った。このため、村内の青年団などが配達を援助し、また噴火後学術研究や供養のための十勝岳登山者が増加したことから、その案内などを行った。

(3) 奉仕活動の背景

ところで、このような村内、あるいは近隣町村の青年団や在郷軍人分会の奉仕作業が組織的に行われた背景には、日露戦後以降の政府主導による社会教育の強化がある。

日露戦争以前、青年団は各地域で自然発生的に結成されていたが、日露戦後は、政府の指導により町村ごとに結成されるようになり、1910（明治43）年には帝国在郷軍人会の設立により、町村ごとの在郷軍人会もその分会となった。また、第一次世界大戦中の1918（大正7）年5月には、内務・文部両大臣の訓令として、「華美頹廢」を排し「篤実剛健」の気風を興し、「公共の精神」を養うことなどを内容とした青年団体育成方針が示された。これを受けて、その翌月

には北海道庁長官も、支庁長区長会議の訓示で「国民思想を善導するにつき、閑却すべからざるは現時の在郷軍人会及び青年団の指導なりとす」と述べている。1921（大正10）年には、道庁長官を団長とする北海道連合青年団が結成され、各支庁単位でも連合青年団が結成された。さらに、翌1922（大正11）年に北海道全域にわたって発生した水害の際にも、道内の青年団や在郷軍人分会、消防組などは動員されて救済活動に従事しており、「修養」とともに「公共への奉仕」を柱とする育成方針は、上富良野での奉仕活動でもいかされたと考えられる。ただし、派遣された人々の中には物見遊山的な風潮もあり、このような風潮は新聞報道でも取り上げられ、上川連合青年団長から出された各青年団への服務心得にも、「救護班は遊山もしくは見物気分ではなく、ただちに奉仕的精神をもって活動せられんことをあらかじめ覚悟して行かれたき事」と戒めてあった。

(4) 新聞社の活動と義援金募集

泥流災害における救護・復旧活動の中で、新聞社はどのような役割を果たしたのだろうか。

災害発生後、各新聞社の記者が被災地に入ったのは25日のことである。記者たちは、記事を書くための取材と並行して、炊き出しや避難所の設置など救護活動にも参加した。また、火口の様子や平山硫黄鉱業所の被害、泥流が通過した跡などの現地調査や、死体捜索にも同行して十勝岳へ登った。その体験談を後日記事にし、危険を冒して撮影した活動写真は、被災から1週間もしないうちに全道各地の映画館で上映された。

一方、新聞紙上では、今後のために徹底的に十勝岳の爆発原因を調査することを提唱し、十勝岳の爆発原因についての専門家の様々な見解を盛んに紹介した。噴火の際、平山硫黄鉱業所が貯蔵していた硫黄に点火したことが泥流災害の原因であるとした大学教授の辞職騒ぎを招くほどであった。ただし、専門家の見解を紹介するのは、情報の錯綜による流言飛語を防止することも意図しており、実際に新聞社の名前で、被災地に「特報」を掲示し、「安心すべし」とか「全く危険なし」とする専門家の見解を紹介して、流言の抑制を図った。

また、被災者の「死にざま」や「悲話」などを記事にして、読者の同情を引き出し、義援金募集の呼び水となるような「紙面作り」を行い、道庁もその効果を期待する姿勢をとった。各紙に義援金募集の記事が掲載されたのは5月26日で、目標金額は30万円、6月15日までに1口50銭で各新聞社の本社か支局あての募金を呼びかけ、寄付した人は氏名・金額を新聞紙上に掲載し、それを領収書代わりにすることとした。さらに、翌27日には道庁と道内各新聞社が協力して、中川道庁長官を会長とする十勝岳爆発罹災救済会を発足し、官民協力して義援金募集に取り組むこととなった。新聞社はその後も、各地で行われる能楽会や音楽会、演芸会など義援興行の後援、絵葉書の発行のほか、東京でも支社を中心に義援金品の募集を行い、その一貫として飛行機を調達し、東京上空から募金を呼びかけるビラをまくなどの活動も行った。また、後述する上富良野村の復興を話し合う会議にも出席し、義援金の分配などにオブザーバー的な役割を果たしたとみられる。

(5) 罹災救助基金法による救助費と義援金

ここで表3-6を参考に、罹災救助基金法による救助費や義援金が、どのような項目にどれだけ支出されたのかをみておきたい。

当時の罹災救助基金法で、北海道は、100万円以上を特別会計として積み立てる規定となっていたが、実際その金額は約130万円に達していた。この基金は、復興資金としては給付せず、被災者が差し当たり必要とする資金、具体的には避難所費、炊き出しなどの食料費、被服費、小屋掛費、就業資料費、学用品費、治療費、運搬用具費などに支出されることになっていたが、被害が甚大なのを考慮し、例外として最大限金銭援助をすべきだという意見もあった。

6月9日には、吉田村長が救護事務所の主任である上野事務官に対し、本来罹災救助基金法による救助費からは支出できない死体火葬・埋葬費、牛・馬のえさ代や傷の治療費、近隣町村団体の滞在・復旧活動に必要な経費、死体の捜索や流木除去に必要な道具費など、計3,265円60銭の支出を要望したが、表3-6をみるとこれらが支出された形跡はない。結局は、罹災救助基金法にのっとった費目のみが支出され、死体埋葬費や近隣団体の経費は、義援金から支出されている。また、義援金は、そのほかにも住宅や耕地復旧、美瑛村瑠辺薬御料地の購入費、小学校など公共建物の建設費、被災者への各種見舞い金や追悼会費用などに支出されている。

ちなみに、義援金は、道内や三重団体の出身地でもある三重県をはじめ、他府県や外国からも集まり、目標額の30万円には及ばなかったものの約21万円が集まった。また、表3-6にはないが、皇室からは御内帑金2,000円の下賜もあった。

ところで、その約21万円の義援金で、意外に多額の支出をみたのは食料費であり、実に義援金の約10分の1に達した。被服費と食料費は、罹災救助基金法による救助費からも義援金からも支出されているが、被災当初の新聞報道では、食料は足りているがむしろ衣類が不足し、寒さのため体調を崩す被災者が多いとの指摘があり、村内外へ寄贈を求める声が強かった。その後、道庁の百済内務部長が、関東大震災のときに東京府内務部長だった関係で、保管されていた震災の救恤品の払い下げを受けたり、各地から送られてきた衣類を被災者に分配したりしたためか、金額はそれほど多額にはならなかった。

一方、食料費は、5月24日～28日の炊き出し費用が2,731円42銭、5月29日～6月12日に被災者に支給された費用が2,266円30銭（6月7日までは672人、6月12日までは420人に支給）で、計4,997円72銭が罹災救助基金法による救助費から支出された。しかし、被災者は小作農も自作農も今年の収穫が皆無なうえ、被災者救済のための復興工事が行われたとしても、自己の田畑の復旧や耕作に従事しなければならず、結局は収入の多い労働にはつけないとして、十勝岳爆発罹災救済会は、6月13日から9月30日までの110日間、生活困窮者497人に対して1人1日26銭、合計1万4,214円20銭を義援金から支給した。

さらに、家族を復興に専念させ、生活苦による一家離散や他地方への移転を防ぐために、10月1日から昭和2年4月30日までの212日間、労働ができない老幼者305人に対して1人1日20銭、合計1万2,932円を義援金から支給し、総計2万7,146円20銭が食料費として義援金から支出された。

表3-6 罹災救助基金法による救助費と義援金、その支出額

項目	罹災救助基金	義援金	備考
食料費	4,997円72銭	2万7,146円20銭	米・味噌・梅干・煮干を購入。5月24日～28日の炊き出し費用、5月29日～6月12日までの食料費は罹災救助基金法による支出。6月13日～9月30日までは困窮者1人1日26銭、10月1日～翌昭和2年4月30日までは困窮・老幼者1人1日20銭を義援金より支出。
被服費	5,146円45銭	4,280円00銭	被災直後地元商店より購入した衣類は罹災救助基金より支出。関東大震災の救恤品払い下げに支出。一戸あたり全流出100円、半流出50円、半潰25円、浸水15円の割合で義援金より支給。
治療費	704円65銭		被災直後の薬代、診察料、往診料、入院費、手術代、注射料、看護人費。
衛生医療費		1,000円00銭	マスク代、入院料、治療代、負傷手当代、病畜手当て代など。
負傷者見舞金		300円00銭	上富良野村の重傷者11名に1人20円、軽傷者8名に1人10円支給。
死体収容費		148円05銭	遺体の埋葬費。
遺族慰藉料		1万795円00銭	死者行方不明者1人につき110円支給。ただし一戸2人以上の場合は1人55円。
特別分配金		6,810円00銭	罹災者のうち生計困難者や老幼者、硫黄山生存罹災者、美瑛村温泉罹災者などに支給。
応急見舞金		2,420円00銭	上富良野罹災者に支給。
指定義援分配金		7,218円66銭	上富良野村内罹災者で、在郷軍人、三重県・宮城県出身者、小作人、小学校児童などに支給。
避難所費	4,986円90銭		集合避難所及び82か所の点在避難所の借家料や薪・炭・油代など。
小屋掛費	3,780円00銭		さしあたりの住宅建設費、家族の人数に応じて支給額を決定。
住宅費		1万5,835円00銭	移住しない者には一戸あたり全流出250円、半流出150円、半潰100円支給。移住する者には全流出100円、半潰70円支給。
移住地購入費		3万4,749円00銭	美瑛村瑠辺薬御料地の払い下げ。上富良野より38戸、美瑛より5戸移住。
耕地復旧費補助及び耕作見舞金		6万8,386円25銭	水田は1尺以上埋没で1反あたり14円、1尺未満は5円。畑は1尺以上埋没は1反あたり4円、1尺未満は2円50銭を支給。
応急種苗費		2,037円06銭	水稻苗、馬鈴薯、燕麦、蕎麦などを被害の少ない土地に斡旋。農事試験場などから有償で調達。
就業費	4,850円00銭		被災により生活器具、鍬、地ならし器、プラウ、スコップ、鋸などの購入代。
運搬用具費	503円80銭		旭川市中島公園より借りた救護用ボート6隻の借り賃、修繕費、運搬費。
救護団体宿舍諸費		195円25銭	青年団など上富良野に来村した救護団体専用の宿舍3か所に1日3円支給、救護用具や材料費。
救護材料費		696円74銭	

項目	罹災救助基金	義援金	備 考
漂流物整理費		20円35銭	流失物收容のための人件費。
学用品費	399円00銭		罹災児童の学用品購入。
小学校応急施設費		1,000円00銭	日新尋常小学校のバラック建築費と設備費、上富良野尋常小学校の修理費。
青年会館新改築費		2,340円00銭	三重県出身者への指定義援金から支出。
寺社新築・修理費		1,000円00銭	泥土侵入半潰や浸水被害の2寺修理。神社新築は三重県出身罹災者指定義援金より支出。
河川浚渫費		7,800円00銭	エホロカンベツ川など村費支弁の3河川浚渫の費用、人件費・器具買い入れ代として利用。
救済基金積立金		1万1,401円89銭5厘	残高をいったん積み立てた後、昭和3年9月に上富良野、美瑛、中富良野で配分。
その他		8,296円31銭	追悼会、記念塔建設、災害予報電話の架設、『十勝岳爆発災害志』編纂、一周年追悼会、義援金感謝状の印刷・郵送、義援品輸送や保管のための倉庫借り入れに利用。
合 計	2万5,368円52銭	21万3,875円76銭5厘	

出典：『十勝岳爆発災害志』より作成

(6) 鉄道・通信の復旧と一時的な混乱

さて、復旧活動が本格化し、様々な機能が元通りになると、それに付随して、被災地に一時的な混乱が生じる場合がある。ここでは、鉄道の復旧と電信・電話の開通について触れておきたい。

先ほども述べたように、災害発生後、鉄道の復旧は直ちに着手され、当初25～26日は線路上の流木や泥土の片付け、27～29日はレールや枕木を設置して、30日から開通という計画が立てられていた。しかし、線路上が片付いてくると、これが唯一徒歩で上富良野に入れる通路となり、避難住民や救護隊、手伝いや見舞いでに来る人々がここを往来するようになり、復旧作業の支障となった。

そのため、救護事務所は、旭川保線事務所と交渉して、救護・復旧活動に従事する者や新聞記者、神職や僧侶、医者など、特定の者に限って線路歩行を許可し、警察が交通整理をすることとなった。その後、鉄道は、予定より早く5月28日午後0時10分には全線開通し、これにより線路上の通行は全面禁止となった。ところが、このために歩行可能な通路がなくなり、かえって交通が不便となって救護活動にも支障が出た。そこで、鉄道に沿って丸太を敷き、歩行できる木造の道をつくることとなったが、翌29日には、上富良野村内の商店も徐々に営業を開始し、近隣町村の団体や見舞いの人々、さらには被害の「見物人」まで押し寄せたため、上富良野の市街地は大混雑に陥ったことが新聞報道されており、上富良野駅の乗降客が約3,000人近くに達した。

一方、泥流により電柱が押し倒され、電話は、旭川と上富良野・富良野・帯広間、電信は、旭川—富良野間、旭川—釧路間、札幌—落石間、札幌—帯広間がそれぞれ不通となった。しかし、鉄道線路上以外は泥が深く、作業ができないので、線路の脇に稲掛用の桁を交差し、これ

に碍子（がいし：電線を支え、電流が漏れないようにするために使う陶器製・合成樹脂製の器具）をつけて電柱の代わりとし、25日午後8時30分、とりあえず旭川―富良野間の電信が復旧した。また、翌26日には、午前7時20分に札幌―帯広間の電信、正午に札幌―落石間の電信、午後3時30分に旭川―富良野間の電話が開通し、午後6時にこれに上富良野局を接続し、電信、電話が一部復旧した。

ところがこの結果、被災や無事を知らせる者、被害を報じる新聞記者などが一齐に上富良野局に殺到したため、混乱状態に陥った。通常、上富良野局への電報の発着数は25通程度であったのに、26、27日は発・着ともに1,000通以上に達した。また、電話も、通常は34通話程度のところが、27日には72通話に上ったという。このような状況に対しては、札幌通信局や旭川通信局、近隣町村の局からも応援が駆けつけたが、通信の遅延はその後2～3日続いた。

ちなみに、旭川―上富良野間の電話は、29日午前中に完全復旧したが、その後、第2次の応急処置として山手の高台に電柱を建設して、電信・電話双方に利用した。電信・電話線のルートを手方面に変更し、新たな電柱を建てて本格的復旧工事に着手したのは、翌1927（昭和2）年2月4日のことで、3月末に完成した。

第2節 復興事業への取り組みと上富良野村内の対立

1 復興方針の決定

(1) 吉田村長の決意

上富良野村の吉田貞次郎村長は、5月26日、視察に訪れた中川道庁長官に対し、被災者への救済・補助を訴えた。吉田は、見るも無残な被災地の様子や噴火に対する恐怖、今後の生活不安から、被災者はもちろん、被災地以外の地区に住む村民の中にも村を去ろうとする者がいる「廃村の危機」を訴え、また、休業した絲屋銀行に預金をもつ被災者も多い点と合わせて、道庁に対して全面的な支援を要請した。吉田は「いずれにしても30年住みなれた墳墓の地を離散せしむるのは何としても忍びないことである。如何に多額の失費を要すとも復興の決心」（『北海タイムス』1926（大正15）年5月30日）であると語り、当初から上富良野村の復興への強い決意を表明していた。

ここで、吉田村長とはどのような人物だったのか、簡単に紹介しておきたい。

吉田は、1885（明治18）年、三重県河芸郡一身田町（現津市）に生まれた。父親は元津藩士で、米穀商と製油業を営んでいたが、1900（明治33）年4月上富良野村三重団体に移住し、吉田もこのとき来道した。日露戦争に出征後、1910（明治43）年に26歳で村会議員に初当選し、

7期連続でこれを務めた。村内の数々の要職をこなした後、1919（大正8）年6月に35歳で村長に就任した。

吉田が村長となる直前の1919年4月、上富良野村に一級町村制が施行された。一級町村制が施行されると、町村長と助役は、町村会の選挙により選出され、道庁長官の認可を受けて就任する。つまり、吉田は、上富良野村初の議会で選出された村長だったのである。1923（大正12）年には再選され、翌年の新聞に「模範村長さん」と紹介される（『北海タイムス』1924（大正13）年2月1日）など、信望も篤い人物だったとみられる。1926年噴火の際には、三重団体にあった自宅が泥流被害に遭い、母親が5月27日に遺体で発見されるなど、自らも被災者でありながら、村長として救護・復旧活動に従事した。その後、吉田は、1927（昭和2）年、1931（昭和6）年と再選され、結局4期にわたり村長を務めた。

（2）最初の復興計画

上富良野村では、被災後1週間程度のころ、上川支庁と相談の上、早くも救護が打ち切られた後の「第一期復興計画」をまとめている。これは、罹災救助基金による支出が、6月12日で終了となることも影響している。

この計画では、今後復興に向けてまず取り組まなければならないこととして、被災者への応急的な援助をあげている。具体的には、被災地を囲んで「外周道路」と称する道路をつくり、交通の便を確保してその道路に沿いバラックを建て、とりあえず避難先から被災者を収容する。現代風にいえば「仮設住宅」の建設である。また、それと同時に、付近の地主に交渉して、被災世帯に5反歩程度の畑を提供し野菜類などを作らせ、三重団体の被災を免れた水田を、被災者の共同事業として耕作する、というものであった。全く復旧の見込みがない田畑の所有者には、御料地か国有地を代替地として確保する意向が示され、被災者の税の免除と、本格的な住宅建設の際に住宅組合を結成することが盛り込まれた。

次に、国への支援要請があげられている。具体的には、国費・地方費・村費いずれの所属であろうと、河川・道路の復興工事は全額国費で賄い、被災小学校校舎新築への国庫補助を求めている。また、水源調査や水質調査、泥流調査の結果を待って、田畑復興のために用水・排水溝の開鑿を計画し、土地改良事業に着手する際の国庫補助も要請している。ちなみに、このころ村役場では、復旧費の見積りも行い、総額約154万円程度が必要になると算定していた（『北海タイムス』1926（大正15）年6月1日）。

「第一期復興計画」には、そのほかに、近隣町村の青年団や在郷軍人分会などのさらなる協力により流木を除去して排水事業を進めること、復興事業への社会的支援の要請、被災組合員が105人にも及ぶ有限責任上富良野信用販売購買利用組合を救済するための資金援助要請などが盛り込まれた。また、今後の方針を協議するために、6月1日上富良野村内で公職者会議を開催し、村の財政計画や復興事業、義援金の処理に関する意見交換を行うことも計画された。

(3) 公職者会議と基礎調査

この6月1日午後3時、駅構内の山本運送店吹抜倉庫で開催された公職者会議は、別名「俵会議」とも呼ばれている。これは、出席者が倉庫内の米俵に座って会議をしたことに由来する。出席者は、道庁社会課や上川支庁の関係者5名、富良野警察署長、上富良野郵便局長、北海タイムス旭川支局長と記者、小樽新聞の記者と写真班、上富良野村内から吉田村長、金子助役、朝倉収入役や村会議員13名、行政部長11名、同組長17名、小学校長7名であった。会議の冒頭、吉田村長は涙を流しながら、村民に対し、30年前の「丸裸の時代」に返って復興への努力をすることを求め、上川支庁の上野事務官も、世界中あるいは皇室からも集まった同情にこたえるためにも復旧に励まなければならない、とあいさつした。

この会議で協議されたのは、①復興委員に選任すること、②翌2日から災害基礎調査を実施すること、③帝室林野庁の了解を得て、流木を被災者が自由に利用できるよう交渉することのほか、④被災者以外の村民に援助・協力を求め、被災者に対する義援金品の提供、5反歩程度の耕地の分譲、空き地や荒地の貸し出し、人手が必要な場合の優先雇用、村の復興のためにも極力自己の作付けの成績向上に努力しつつ救護活動にも参加することなどが申し合わされた。さらに、⑤被災者に対しては、6月4日にいったん見舞い金・品や寝具を分配し、早急にバラックの建設を進め、被災児童や被災小学校の在籍児童は差し当たり最寄りの小学校に通学させること、⑥村予算・財政計画は当分修正せず遂行することなども決められた。

この会議に基づき、翌2日から実施された災害基礎調査は、被害状況をさらに詳しく調査し、罹災救助基金法による救助費の金額決定を円滑するために行われた。5月25日と同じように各方面に調査員が派遣され、被災者の住宅被害の実態、衣食住の中でどのような救護が必要か、家族で誰が死傷し誰が労働力となるか、税負担ほどの程度か、土地・建物を所有している場合はその時価、その他の財産、就学児童がいるかどうかなどが調査された。7日にはこれをもとに被災地全体の総括表がまとめられ、とりあえず小屋掛費や就業費などの給付が認められた。

(4) 復興か放棄か

このように被災から10日以上が過ぎ、最初の復興計画が作成され、とりあえず救護活動が一段落した6月5日、臨時救済事務所は上富良野村役場に移され、今後は吉田村長が事務を総括することとなった。また、6月7日から8月21日まで、被災者救済のために旭川土木事務所による富良野川浚渫工事が始まり、工事に参加した被災者には、1日1円90銭～2円程度が支給されることとなった。

一方、このころから本格的に議論されるようになったのが、「上富良野を復興すべきか、あるいは放棄すべきか」という点であった。「放棄説」は、被災した田畑の土には硫黄・亜硫酸が多量に含まれ、厚く泥土が堆積して流木も除去しなければならず、このような田畑を元に戻すには莫大な経費がかかることから、いっそのこと未開地に移住して一から出直したほうがよい、というものである。

これに対し「復興説」は、被災した田畑は、三重団体の人々が移住して以来30年にわたる苦勞の結晶なので、多少経費がかかっても復興すべきであり、実際被災した田畑は時価百数十万円であるのに対し、復興にはこれほどの金額はかからない、さらに硫黄・亜硫酸も耕作不能というほどの含有量ではなく泥土も客土すればよい、というものであった。

このような2つの説に対し、とにかく科学的調査によって田畑の復興が可能なのかどうかを見極めた上で判断すべきとする「折衷説」も含めて、上富良野では、村民の意志はまだ吉田村長のように「復興」で固まったわけではなく、さらに十勝の伏古や帯広から入植を勧誘する声すらあった。

一方、「復興か放棄か」という問題に対し、道庁も態度を決めかねていた。公職者会議が開催された6月1日午後、道庁長官室では関係者を交えた会合が開かれ、その席上で被災地に対する今後の方針が話し合われた。そこでは、今回の災害に対する援助の方策を怠った場合、北海道への移民の将来、あるいは在来移民の定着に悪影響を及ぼすので、被災者に対しては国庫から補助金又は資金を供給し、村や支庁、道庁の力では復旧が困難な事業には、国費による復旧を図ることなどを要望することとなった。

6月3日には、泥流災害と絲屋銀行の休業問題について内務、大蔵両省に国庫補助を陳情するため、百済内務部長が上京した。百済はその際、記者団に対し、政府に要求する泥流災害への復興費を200万円程度とした上で、田畑の復旧が困難な場合、被災者を適当な土地へ転住させ、義援金などを元手に新しい生活を始めさせるのが「最善の救済策」であるが、被災者全員を移住させるとなればいろいろな問題も発生するとして、はっきりした方針を表明しなかった。

また、道庁の調査で、中富良野や美瑛の田畑には1～2年のうちに元通りになる見込みがあるが、上富良野には復旧の見込みがないとの見解が出されていた。しかし、6日上富良野の被災地を視察した加勢土木部長は、新聞記者の取材に対して、上富良野の田畑を客土する場合、地価が1反歩200円の土地に1,500円の経費がかかり、復興しても全く採算がとれないとする反面、被災した畑は麦や燕麦などの栽培に意外に良い成績をあげるかもしれない、ましてや被災者を転住させるとなればこれも困難なうえ、「第一期復興計画」や公職者会議で出された要望、特に水田の復興、道路や河川、橋梁、灌漑溝の復興に対しては、政府が7、80万円から100万円程度の補助をするのは当然であるとし、全体で200万円程度の復興費を要求する、と語った。

ちなみに、百済や加勢があげた「200万円」という金額にどのような根拠があったのかは定かではないが、道庁ではこの時期、損害額を200万円程度と見積っていたらしく、実際後になって算定した上富良野・美瑛・中富良野3村の合計被害総額（表3—3）も、204万2,130円となった。

(5) 方針決定

このような中でも、吉田村長は復興の決意を崩さなかった。6月6日加勢土木部長が視察のため十勝岳に登山した際にも、同行してその決意を陳情し、新聞に「石にかじりついても復興に努める」との談話を発表した。

一方で、罹災救済基金による支出の期限終了となる6月12日に向けて、その前日の11日道庁長官室で、中川長官、加勢土木部長、北崎巽上川支庁長、吉田村長らが出席して、善後策の打ち合わせ会が開催された。この会議では、罹災救助基金による支出が終了した後の義援金の支出について話し合わせ、①食料費を義援金から支出すること、②上富良野村内の3つの町村費支弁河川の浚渫は急を要する上、その費用は今のところ国費からも地方費からも補助が得られず、また村財政も逼迫していることから義援金より支出し、この工事に被災者を従事させる救済事業とすること、③その他の町村費支弁河川や地方費支弁河川、道路の復旧は国費や地方費で復旧すること、④被災地に種苗を作付けすること、⑤上富良野の被災小学校の応急建築・修理費、医療費、追悼会・救護事務所費などを義援金から支出すること、が決定した(表3-6)。

また、百済内務部長も、政府当局から、災害復旧費・補助費・移住奨励費・低利及び無利子の貸付金など約100万円程度の支援の約束を得て、この日東京から戻ってきた。

一方、上富良野では、6月16日第2回公職者会議が村役場で開催され、吉田村長は、11日の道庁での会議の内容を報告し、上川支庁の上野事務官は、上富良野の復興は村民の努力次第で可能であり、復興に対する悲観説は「部分に対する一小観察」に過ぎず、考慮にも値しないので、一大決心をもって奮闘すべきであると出席者を激励した。これまで上川支庁は、どちらかといえば上富良野の復興を支持しているように思われたが、上富良野村民に対して「放棄説」・「悲観説」を全面的に否定して復興の意志を表明したのは、これが初めてであった。また、18日道庁でも、長官・各部長会議で上富良野の復興に取り組むことが決定され、具体的な予算案の検討に入った。さらに、6月20日、上富良野村役場で開催された第3回公職者会議には、公職者だけでなく被災者も招集され、北崎上川支庁長より改めて復興の意向や被災者の覚悟などについての訓示があった。

2 復興予算の決定

(1) 予算案の作成

6月24日道庁は「十勝岳爆発災害復旧復興予算」を決定し、財務援助に関する稟請書を内務、大蔵、農林各大臣及び社会局長官に対して作成し、中川長官はこれらを携え、百済内務部長や加勢土木部長らとともに上京した。この「復旧復興予算」で、道庁は、道路・橋梁・河川・灌漑溝復旧費、流木除去費、移住地選定費など国庫支弁40万473円、地方費及び町村費支弁道路・河川復旧費、耕地・公共建物復旧費、移住費補助などの国費補助61万6,829円、住宅建築資金、

産業組合復興資金、生業費貸付金など国庫からの低利貸付17万3,850円の合計119万1,152円を政府に要求した。

また、中川長官と加勢土木部長は、内務、大蔵、農林各省に、これらの資金を大正15年度第2予備金より災害復旧費として支出するとともに、特に国庫補助の全額承認を求め、さらに復旧の見込みが全くない被災者の移住地とするため、宮内省に対し御料地の開放を陳情した。これらの折衝で、道庁の予算案はほぼ承認される見通しとなり、御料地の開放も宮内省から了解が得られたことから、中川長官らは7月16日に北海道に戻り、政府の内示に基づき改定作業に入った。この結果、7月26日に道庁が内務省に提示したのが表3-7の「道庁改定案」である。

この「道庁改定案」を最初の「復旧復興予算」と比較すると、「道庁改定案」では国費支弁を11万750円として約29万円減額し、その代わりに国庫補助を85万3,229円として約24万円の増額とした。これは、最初の「復旧復興予算」で国庫支弁として計上していた灌漑溝復旧費と流木除去費を、国庫補助に移したためとみられる。これらの費用は個人の田畑復旧に関わるため、「国家が個人を救済する」形となるのを避け、北海道地方費への国庫補助とし、地方費として町村、組合、個人への補助という形をとる意向だったと考えられる。また、国庫貸付金は約1万8,000円減額したことから、合計112万297円となって、約7万1,000円の減額となった。

(2) 予算の決定

この「道庁改定案」は内務省地方局の査定を受け、「内務省査定額」とともに7月31日大蔵省に回付された。「内務省査定額」(表3-7)では、国庫支弁は、移住地選定費の中から移住地小学校建築費が国庫補助に移されるなど総額10万6,875円、国庫補助は、灌漑溝復旧費・耕地復旧費の不足を補うため、総工事費から国庫補助額を控除した残額を国庫より貸し付け、小学校復旧費は国庫補助から国庫貸付金へ移し、その他の項目をそれぞれ若干減額して、全体で71万3,712円、約14万円の減額となった。

一方、国庫貸付金は、産業組合復興資金のうち肥料流出欠損補てん金や土地流失のため回収不能となった貸付金、貯金払い戻し準備金などは認められず、組合員に対する産業資金のみとなったが、灌漑溝復旧費や耕地復旧費、小学校復旧資金が加えられたことから42万7,233円となって約27万円増額し、結局「内務省査定額」の総額は「道庁改定案」より12万7,523円多い124万7,820円となった。

このように「道庁改定案」より総額が多くなった「内務省査定額」に対しては、道庁側も交渉が「好都合に進行した」と評価し、上京して折衝にあたった橋本清吉社会課長も、これが決定されれば「本道拓殖のためにも相当理想的な結果を得るであろう」と歓迎した(『北海タイムス』1926(大正15)年8月15日)。

大蔵省に回付された「内務省査定額」は、8月10日の査定会議にかけられ、国庫支弁と国庫補助は大正15年度第2予備金から支出されることが決定し、国庫貸付金に関しては第2予備金からの低利貸付けとなることから、大蔵省預金部資金運用委員会にかけられた。9月11日には

大蔵省から内務省に対し、同省所管の「北海道十勝岳爆発復旧諸費」の支出が裁可され、23日に内務大臣より道庁へ指令があり、11月5日付で内務省地方局長・農林省農務局長より道庁長官に対して、「北海道十勝岳爆発被害復旧費」に関し大正15年度第2予備金より支出する旨の通牒があった。

この復旧費の大正15年度分総額は57万8,427円で、その内訳は表3-7の「大蔵省決定額」に示したとおりである。これを「内務省査定額」と比較すると、国庫支弁は6万1,875円となって、移住地選定費から移住地払下費4万5,000円が減額された。移住地払下費は、10月8日札幌豊平館で開催された義援金処分に関する評議員会で承認を受けた「処分案」に、「移住地購入費」として項目が立てられており(表3-6)、大蔵省の査定会議により国庫支弁から外されたことから、義援金より支出されることになったとみられる。

一方、国庫補助の総額は49万4,637円で、このうち、町村費支弁道路橋梁復旧費、地方費及び町村費支弁河川復旧費、移住費及び移住地小学校建築費は表3-7のとおりだが、灌漑溝復旧費と耕地復旧費は、大正15年度分で2万5,720円、16万6,356円が支出され、昭和2年度になって灌漑溝復旧費10万2,350円、耕地復旧費11万6,725円が支出されたことから、結局総額71万3,712円となり、「内務省査定額」がそのまま認められた。

また、国庫貸付金に関しては、この段階で、まず小学校復旧費2万1,915円が「内務省査定額」どおり承認された。上富良野では被害を受けた日新尋常小学校、上富良野尋常小学校の建築は、義務教育の徹底と被災地の復興に大きな意味を持つが、村財政では負担できないとして、早くから国庫貸付を村会で決議し、道庁へも申し入れをしていた。この小学校復旧費は無利子での貸付けだったが、低利貸付け(年利4分8厘、償還期限は5年据置25か年以内)となるそれ以外の項目に関しては、住宅建設資金が12月28日「内務省査定額」どおり、産業組合復興資金、生業資金、灌漑溝復旧資金、耕地復旧資金は「内務省査定額」で35万8,318円だったのが、4項目合わせて30万円とする通知があり、1927(昭和2)年1月22日道庁で、上川支庁上野事務官や吉田村長を交えて4項目に対する30万円の割り当て(表3-7)を決定して大蔵省に差し戻し、2月26日大蔵省より決定の通牒を受けた。これにより、復旧・復興予算の合計は114万4,502円となった。

表3-7 復旧・復興予算

(単位：円)

支弁方法	項目	道庁改定案	内務省査定額	大蔵省決定額	
国庫支弁	道路橋梁復旧費	40,016	39,638	39,638	
	河川復旧費	9,784	9,287	9,287	
	移住地選定費	60,950	57,950	12,950	
	小計	110,750	106,875	61,875	
国庫補助	地方費支弁河川復旧費	165,435	165,433	165,433	
	灌漑溝復旧費	162,194	128,000	128,070	
	耕地復旧費	341,526	283,081	283,081	
		内 流木除去	96,227	61,608	61,608
		水田復旧	226,617	204,286	204,286
		畑復旧	18,682	17,187	17,187
	移住費	12,900	12,900	12,900	
	町村費支弁道路橋梁復旧費	62,423	52,762	52,762	
	同河川復旧費	86,836	69,466	69,466	
	小学校復旧費	21,915	国庫貸付金で 要求	国庫貸付金で 決定	
	移住地小学校建築費	要求せず	2,000	2,000	
	小計	853,229	713,712	713,712	
	国庫貸付金	住宅建築資金	47,000	47,000	47,000
産業組合復興資金		97,198	54,600	39,850	
生業資金		12,120	12,120	7,300	
灌漑溝復旧資金			32,018	28,610	
耕地復旧資金			259,580	224,240	
		内 流木除去	61,609	40,985	
		水田復旧	182,403	183,255	
		畑復旧	15,568	0	
小学校復旧資金			21,915	21,915	
小計		156,318	427,233	368,915	
合計		1,120,297	1,247,820	1,144,502	

出典：『十勝岳爆発災害誌』より作成

(3) 復興と「拓殖」

では、このようにして決定をみた復旧・復興予算をどう評価すればよいのだろうか。

当時の道内各新聞で、復旧・復興予算の交渉における政府と道庁の対立や復興方針の違いなどを報道したものはなく、むしろ「道庁の救済案は政府の認むるところ」となったと受け取られている（『北海タイムス』1926（大正15）年10月12日）。また、大蔵省決定額は、154万円という上富良野村の最初の見積り、あるいは119万円という最初の道庁要求額には届かなかったものの、「道庁改定案」よりは増額となっており、上富良野村や道庁が当初から主張していた道路、橋梁、河川などの復旧費は国費支弁、国庫補助により支出されることとなった。ただし、被災小学校の建築費や灌漑溝、耕地復旧費の一部が、内務省の査定段階で国庫貸付金に回され、国

庫貸付金の総額は「道庁改定案」より約21万円増加したが、この結果内務省査定額が「道庁改定案」より13万円近く増額したことを、道庁では「要求額より多い」と歓迎する向きもみられた。このように、復旧・復興予算が比較的円滑に決定した要因はどこにあるのだろうか。

十勝岳爆発のあった1926（大正15）年は、1909（明治42）年から始まった「北海道第一期拓殖計画」が当初の15か年間で2年延長して終了し、これを引き継ぐ形で翌1927（昭和2）年から始まる「第二期拓殖計画」が立案された時期でもあった。

中川長官が最初の予算案を携え、百済内務部長、加勢土木部長らとともに上京したのは6月24日のことであったが、このとき中川は、予算に関する交渉のほかには政府が開催する「第二期拓殖計画」の調査委員会にも出席した。百済や加勢も絲屋銀行問題や十勝岳問題と並行して、拓殖計画に関する道庁案を完成させるための政府当局との打ち合わせを行った。このように、「第二期拓殖計画」の立案と「復旧・復興予算」の決定は、並行して進められていたのである。

この当時、米騒動の経験や第一次世界大戦後の社会不安から、国内の「人口増加」や「食糧不足」といった問題が関心を集め、その解決策の一つとして、北海道への移民や北海道農業への期待が高まっていた。「第二期拓殖計画」は、まさにこれらの問題に対応するための計画と位置づけられ、「第一期」が土木事業中心だったのに対して産業振興に重点を置き、1927年から20年間に9億6,000万円余りを投じるという壮大な計画となった。北海道の「国策における地位」、特に「北海道拓殖」という政策の重要性は、この時期、特に高まっていたのである。

このことは、被災当初、上富良野廃村の危機に陥った際に、吉田村長が「今回の惨害の為、上富良野村一村を全滅せしめ廃村する事になれば本道拓殖の将来も如何かと思はれる」と語り（『北海タイムス』1926（大正15）年5月30日）、上富良野村の視察に訪れた立憲政友会の代議士が「食糧問題解決の急務を唱えつつある今日であるから、当然国家として復旧せねばならぬ」などと述べた（『北海タイムス』1926（大正15）年6月1日）ことからもうかがえる。

また、道庁改定案の「十勝岳爆発罹災地ノ財政援助稟請理由書」にも、被災者の援助策を誤った場合「本道開拓ノ根基タル移民ノ招来、及在来移民ノ定着ニ悪影響ヲ及ボスベキハ火ヲ看ルヨリモ明ナルヲ以テ（中略）本道拓殖ノ現況ニ鑑ミ其ノ到底地方団体ノ実力ニ及バザル事業ニ対シテハ国費ヲ以テ之ヲ施行シ、以テ速ニ罹災地復旧ヲ図リ、拓殖移住民ノ安定ヲ図ルノ要アル」（『十勝岳爆発災害志』）と述べ、被災地の「復興」が北海道の「拓殖」を推進する上で、重要な意味をもつことを強調していた。

3 吉田村長への「反対」運動

(1) その発端

このように、復旧・復興予算が比較的順調に決定され、義援金の処分にもある程度めどがついてきた矢先、上富良野村では吉田村長への批判が高まり、「反対」運動や訴訟騒ぎが起こった。10月14日、上富良野では義援金分配に関する相談会が開催され、義援金が20万円以上に達すること、耕地の復旧に関しては、耕地整理組合を組織した場合、国庫の補助が受けられることなどが確認された。また、26日の村会では、上富良野信用販売購買利用組合（以下、信用組合と略称）を救済するための起債5万4,600円（大蔵省決定額は3万9,850円、表3-7参照）が決定されたが、その席上、本来信用組合が直接借り入れるべきものを村が借り入れるのであれば、資金の利用や返済方法に関して村会で改めて審議することが確認された。

しかし、それでもこの起債に対しては、市街の商業者などを中心に「上富良野起債反対同盟会」が結成され、11月18日には「村民大会」と称する村長への排斥運動に発展した。市街の商業者らは、信用組合救済のために村が「大きな借金を背負ふ事は実に不合理」（『上富良野百年史』P560掲載「起債に反対するチラシ」）であると主張し、被災者以外の住民が復興に対する連帯責任を負うことを不満とした。

また、連帯責任といえど、耕地復旧に関しても、耕地整理組合への国庫補助は工事費全体の5割で、あとの5割は国庫からの借入金による起債と組合員の負担金（表3-8）により賄うというものであったし、一方、義援金に関しては「一時に恵まれる十勝岳の罹災者 巨額の復旧費に義捐金 近くどっさり舞い込むらしい」などという見出しで新聞報道され、被災者は住宅も低利融資で再建でき、食費も支給された上に被災者救済の仕事まであり、まさに「衣食住の安全保証」を与えられ、その上に義援金まで支給されれば、道内が凶作におびえている昨今「災害地の幸福は一層強く響く」といった記事も出されていた（『北海タイムス』1926（大正15）年9月3日）。

これに加えて、市街地をはじめとする被災者以外の村民は、災害発生当初から救護活動において全面的な協力を求められており、上富良野村では予算の決定や義援金分配に至って、再度復興の是非を含め、一部の村民の不満が噴出したと考えられる。

表 3-8 復興事業年表

1926 (大正15) 年

月 日	項 目	備 考
6月 1日	中富良野村・水田復旧工事着手	国費 2 万 1, 269 円 2 銭。被災者使役。 4 万 2, 179 円 20 銭 5 厘のうち 8 割地方費補助、 2 割村負担 (基本財産より繰り入れ)。被災者使役。 上富良野村草分地区に建立、その後明憲寺に移設。 国費 9, 640 円 18 銭。被災者使役。 村役場裏庭に建立、その後所在不明となったが、昭和 63 年 8 月 31 日ヌッカクシフラノ川の共和橋工事現場で発見。 9, 740 円のうち 7, 791 円 40 銭地方費より補助。 8, 300 円のうち 6, 640 円地方費より補助。 国費 5, 300 円。請負契約。 国費 1, 700 円。請負契約。 上富良野 64 戸・ 32, 000 円、美瑛村瑠辺薬御料地の 30 戸・ 1 万 5, 000 円は国庫貸付金。年利 4 分 8 厘。20 年年賦。村から被災者へ転貸し。 国費 2, 480 円。請負契約。
7月 5日	美瑛村田畑復旧工事着手	
7月 13日	上富良野村・準地方費道浦河旭川線起工	
7月中	上富良野村・町村費所属道路 7 か所、橋梁 17 か所着工	
9月 1日	「十勝岳爆発遭難記念碑」建立	
9月 20日	上富良野村・町村道西ニ線道路起工	
秋	「十勝岳爆発惨死者の碑」建立	
10月 14日	中富良野村・橋梁 8 か所の架けかえ着手	
10月 27日	美瑛村・美瑛川及び同支流架設橋梁 4 か所架けかえ・流木除去着手	
12月 1日	国費所属美瑛川筋護岸復旧工事着手	
12月 1日	国費所属美瑛川筋神社裏護岸復旧工事着手	
12月 22日	国費所属美瑛川筋神社裏護岸復旧工事竣工	
12月 28日	上富良野村、美瑛村に対し住宅建設貸付資金融通の通牒	
12月 29日	上富良野村・町村道恵花江幌完別道路架橋 (上富良野橋) 起工	
12月 30日	美瑛村・美瑛川及び同支流架設橋梁 4 か所架けかえ・流木除去竣工	
12月 30日	中富良野村・橋梁 8 か所の架けかえ竣工	

1927 (昭和 2) 年

1月 13日	上富良野村・町村道西ニ線道路竣工	建築費 1 万 5, 050 円。設備費 505 円。 国庫貸付金 3 万 9, 850 円。道庁が地方債を起こし、大蔵省預金部より借り入れ。上富良野は 6 月 20 日付で借り入れ申請書作成。 14 万 5, 084 円全額を国庫補助。直営。 灌漑溝復旧工事 13 万円への国庫補助、新貯水池の着工決定。 3 月 25 日義援金により代金完納。 総工費 4 万 1, 271 円 1 銭 2 厘の 5 割補助。 8 万 366 円 2 銭 5 厘のうち 8 割地方費補助、 2 割村負担。被災者使役。 3 万 1, 641 円 70 銭 1 厘。 2 万 615 円 50 銭補助。
1月 13日	国費所属美瑛川筋護岸復旧工事竣工	
1月 20日	上富良野尋常小学校建設着手	
2月 12日	上富良野村・町村費所属道路 7 か所、橋梁 17 か所竣工	
2月 22日	上富良野村・町村道恵花江幌完別道路架橋 (上富良野橋) 竣工	
2月 26日	有限責任上富良野信用販売購買利用組合へ融資決定	
3月 1日	上富良野村・地方費所属富良野川護岸工事着手	
3月 3日	上富良野村・草分土功組合総会	
3月 16日	美瑛村瑠辺薬御料地払い下げ指令書発令	
3月 18日	中富良野村、道庁へ水田復旧工事の総工費補助申請書提出	
3月 19日	上富良野村・町村費所属 3 河川復旧工事着手	
3月 20日	美瑛村、道庁へ耕地復旧のための補助金交付申請書提出	
3月 20日	上富良野村・耕地整理組合設立認可申請	
3月 22日	中富良野村水田復旧工事への 5 割補助指令	

3月30日	上富良野村・準地方費道浦河旭川線竣工	組合員総数110人、総事業費43万4,722円。	
3月31日	中富良野村・水田復旧工事竣工		
3月31日	道庁、上富良野村・耕地整理組合設立認可		
3月31日	上富良野村・美瑛村、道庁より住宅建設資金借り入れ		上富良野村、昭和2年度12戸、昭和3年度20戸竣工。
4月10日	草分土功組合、道庁へ灌漑溝復旧補助工事認可申請書提出		
4月30日	道庁、上富良野の灌漑溝復旧工事施行許可		
5月6日	上富良野村・耕地整理組合設立総会		建築費5,440円。設備費920円。 日新入り口付近に泥流で流されてきた巨石の上に建立。義援金の交付を受け、1927（昭和2）年1月から作成。災害発生から1年後に除幕式を行う。碑の題字は中川道庁長官。碑文は百済内務部長。
5月10日	上富良野村、日新尋常小学校建設着手		
5月24日	「十勝岳爆発記念碑」建立		
5月31日	上富良野村、吹上温泉に私設電話を架設		義援金より611円39銭を支出。
6月9日	上富良野村・耕地復旧工事費の起債認可	純工事費予算42万円、そのうち国庫補助5割、組合員負担3,349円、残り19万1,673円は国庫貸付金。大蔵省預金部より道庁借り受け、北海道地方費より村が借り入れ。年利4分8厘、20年償還。	
6月14日	上富良野村第1～第11水路工事着手	総工費5万2,465円9銭6厘。国庫補助8割。	
6月15日	上富良野村耕地整理組合、耕地復旧工事に着手	国庫貸付金2万1,915円。道庁が大蔵省預金部より無利子で借り受け、道庁が地方債を起こし村に貸付。5年据え置き。20年年賦。 道庁歳出臨時部より建築費3,309円。1928（昭和3）年6月竣工。	
6月15日	美瑛村・田畑泥土除去・整理作業終了		
6月20日	上富良野村に小学校復旧費貸し付け		
6月24日	吹上温泉を官設駅通所とする（硫黄山駅通所新設）	2万2,442円。9月17日許可。	
7月27日	有限責任上富良野信用販売購買利用組合、道庁に畜牛馬匹奨励費下付金の交付を申請	十勝岳中茶屋入り口。「秋晴や雪をいただく十勝岳」の句碑。 三重県出身被災者への指定義援金500円支出。上富良野・聞信寺内に建立。	
7月	「石田雨圃子の句碑」建立		
8月10日	上富良野村・草分神社新築着手	総工費8万5,067円39銭1厘。国庫補助8割。請負契約。1929（昭和4）年1月24日竣工。	
8月13日	「十勝岳爆発横死者血縁塔」建立		
8月15日	上富良野村草分土功組合、新貯水地工事着手	国庫貸付金7,300円。北海道地方費より村が借り入れ、村が移住者に転貸し。	
8月31日	美瑛村、瑠辺薬御料地移住者へ生業資金貸付	国庫貸付金3万9,850円。北海道地方費より村が借り入れ、村が組合へ転貸し。	
9月1日	上富良野村、上富良野信用販売購買利用組合へ復興資金貸付	21万円。昭和3年3月26日竣工。	
10月19日	上富良野村・耕地復旧工事への国庫補助金交付	昭和3年3月22日落成式。 昭和3年3月30日落成式。	
10月31日	上富良野尋常小学校竣工		
11月30日	日新尋常小学校竣工		
11月30日	草分神社竣工		
12月10日	日之出青年会館新築	義援金より1,440円支出。昭和3年3月18日落成式。	
12月12日	上富良野村地方費所属富良野川護岸工事竣工		
12月12日	上富良野村・町村費所属3河川復旧工事竣工		

1928（昭和3）年

2月11日 10月7日	草分青年会館改築 「十勝岳爆発記念碑」建立	三重県出身被災者への指定義援金900円支出。 十勝岳元山事務所付近に建立。東北大学教授中村左衛門太郎と北海道庁立旭川中学校柴原教諭の呼びかけで十勝岳研究と硫黄山惨死者の慰霊のために建立。東京帝国大学名誉教授小藤文次郎の筆による文字。
----------------	--------------------------	---

1929（昭和4）年

7月9日	「九条武子の歌碑」建立	九条武子が1927（昭和2）年、北海道仏教婦人会出席のため旭川を訪れ、十勝岳の沈静化を念じて詠んだ「たまゆらのけむりおさめてしづかなる山にかえれば美るにしたしも」の歌碑。
------	-------------	---

1930（昭和5）年

4月17日 5月24日	十勝岳爆発横死牛馬「追善記念碑」建立 十勝岳爆発「新四国三十三所観世音菩薩碑」建立	上富良野西6線北28号に建立。 上富良野・大雄寺内に建立。
----------------	--	----------------------------------

出典：『十勝岳爆発災害志』、『上富良野百年史』より作成

（2）村内対立の激化

吉田村長への「反対」運動は新聞でも報道され、「理由が薄弱で問題外」、「社会正義に悖る復興反対の理由」などと批判された。また、上川支庁も吉田村長支持を表明し、11月24日の北海道会で中川長官も「村長と反対の立場にある者が運動している事実があるが、隣保相助の上から村が借り入れて貸与することがよろしいと思う」と答弁した（『北海道議会史』第2巻）。

一方、12月10日、「反対」運動は、遂に村長を「瀆職罪及び背任罪」で旭川地方裁判所に告発する事態となった。告発内容は、①被災者に耕地整理組合への加入を強要し、応じない場合は義援金を配分しないと威嚇した、②わずか7～80戸の信用組合を救済するために起債を村会に議決させた、③耕地整理組合と信用組合により自己の利益をはかり職権を乱用した、④30戸に対して貸付肥料代金と義援金を相殺した、⑤自己の計画実施のために戸数割を被害以前の2倍ないし5倍に増徴した、⑥49日分の配給米を43日分しか配給しなかった、⑦配給米は村長の実弟が経営する商店から購入した不正・不良米であった、⑧義援品の建具、ミルクなどを分配せず勝手に処分した、⑨村医の診察、往診料金を数十日間も支払っていない、というものであった。これに対し村内では、村長を支持する村会議員など村の有力者55人が「陳情書」を作成し、村長には全く「不法不正ノ行為ヲ認め」ず、村長の「実施セントスル方策ハ何レモ本村復興ノ大計」であり、村民は「協同一致シテ其ノ遂行ヲ期」し、「国家ノ援助ノ方ニ同情ニ報ヒザル可ラザルモノ」として、村長を擁護するとともに「反対」運動を批判した（『災害関係書類』）。

（3）対立の解消

告発を受けて旭川地方裁判所は、翌1927（昭和2）年1月13日に検事を上富良野村に派遣して取り調べを行ったが、この結果、告発内容のような事実はなく、村長は不起訴となった。しかし、その後も村内では対立が解消されず、3月20日の耕地整理組合設立の認可を申請する際

にも4人の不参加者を出し、水田地の全部を組合の復旧対象とすることができず、4人分を除外して予算の計算がなされた。また、1928（昭和3）年6月1日に実施された村会議員選挙では、村長を擁護する「陳情書」に署名しなかった議員のほとんどが落選した。

結局、村内の対立が一応和解へと向かったのは、1929（昭和4）年の正月に入ってからのことだった。「村医師飛沢清治氏の熱心なる和解勧告」により、今後は「挙村一致村治を扶け村民福利の増進を計る」ため、「手打式」を「一月十三日午後一時より上富良野役場楼上において挙行」し、これによって「村内の確執も円満なる解散を見ることとなろう」と新聞に報道された（『旭川新聞』昭和4年1月16日）。

4 本格的復興事業の進展

(1) 復興事業の概要

一方、この間にも復興事業は始まっていた。表3-8は、上富良野、美瑛、中富良野の各村で、被害にあった道路や橋梁、河川、耕地や灌漑溝、建物などの復興に、いつから着手し、いつごろ完成したかをまとめたものである。

これによると、1926（大正15）年6月の被災直後から1927（昭和2）年の6月までの1年間に、中富良野や美瑛では、水田復旧や流木除去、橋梁や護岸の復旧などの復興事業はほぼ完了している。また、上川郡美瑛村字美瑛瑠辺薬御料地1,644番地、上富良野市街地から西北約10kmの地に田畑の復興困難な人々の移転も進められ、10月29日に美瑛村会により正式に出願され、11月1日帝室林野局から内諾を受けた。

帝室林野局は、翌年3月16日付で美瑛村に御料地払下げ指令書を発し、25日に、面積312町7反7畝歩の土地と立木の代金を、義援金で完納した（金額は表3-8参照）。22日には美瑛村役場で抽選が行われ、同地へ移住する上富良野村38戸、美瑛村5戸に割り当てられる土地が決定した。これにより、1戸あたりの土地面積は5～10町、立木は無償給与となり、小学校の建設、道路の開削なども道庁が整備し、5月31日までに移住することを条件に、1戸あたり300円の補助金を支給した。

これに対して上富良野では、被害の甚大さもあって、1926（大正15）年中は道路や橋梁の復旧、河川の復旧に着手するにとどまり、耕地の復旧は、1927（昭和2）年以降に持ち越されたことが表3-8からもわかる。また、翌1927年には、道路、橋梁、河川などの復旧とともに、小学校や神社、青年会館など公共建物の再建もなされ、耕地の復旧や新貯水池の竣工以外は、1927年12月ごろまでにほぼ完了した。

1926年9月ごろから、十勝岳の噴火活動は再び活発化し、8～10日にかけて爆発を繰り返した（『北海タイムス』1926（大正15）年9月10～17日）。そこで、十勝岳の活動を継続的に観測し異変を予報するため、吹上温泉を観測所とし、役場との間に「災害予報電話」を設置すると

ともに、同温泉主飛沢辰巳を観測人とすることとなった。費用は義援金より支出し、1927年5月31日に開通した。吹上温泉は、爆発当初、研究者以外の客はほとんどなく、閉鎖寸前にまで立ち至った。しかし、その後、登山者や近隣の人々などが入浴に訪れるようになったことから、同年6月には官立駅通所の設置が決まり、飛沢を駅通事務取扱人に任命し、翌年6月竣工した。

また、復興予算の決定や上富良野村内の対立が表面化する以前から着手されていたのが、十勝岳爆発に関する記念碑の建立である。記念碑は「千古未曾有の大惨害を永遠に記念」し「将来の復興に対する勇猛心を表徴」すべく（『十勝岳爆発災害志』）建立され、表3-8にみられるように、上富良野村では1926年の秋以降、1930（昭和5）年までに、9つの記念碑が建てられた。

(2) 住宅の建築

一方、表3-8の中で取り上げなかった復興事業としては、住宅の建築がある。住宅の被害は、上富良野村256戸、美瑛村86戸であったが、これらのうち、今後も被災地に居住するが自力で住宅を建築する費用のない上富良野村の64戸と、美瑛村瑠辺薬御料地に移住する人々のうち、やはり自力で住宅を建築できない30戸の、計94戸が住宅資金の融資を受ける対象となった。資金は国庫貸付金から4万7,000円が支出され（表3-8）、地方費として大蔵省預金部から低利資金の融通を得て、上富良野村に3万2,000円、美瑛村に1万5,000円を転貸し、町村から個人に貸し付ける形式をとった。

住宅の屋根は、最初、桎葺とする予定であったが、道庁社会局が不燃焼物を用いるよう指導し、亜鉛引鉄板葺で、しかも耐震を考慮して堅牢な筋違材を使用することとした。

建坪は1戸につき1棟20坪以上とし、坪あたり40円を限度として任意に建築することとなった。そうすると1戸あたり800円程度の建築費が必要となり、上富良野村64戸の建築資金として5万1,200円、美瑛村瑠辺薬御料地30戸の建築資金として2万4,000円が必要だが、貸付金はそれぞれ3万2,000円、1万5,000円で、1戸あたり500円の建設費にしかならず、1万9,200円、9,000円がそれぞれ不足する。そこで、上富良野村では、罹災救済基金法より支給された小屋掛費50円と義援金250円の計300円を、住宅建築者に支給することとした。美瑛村では小屋掛費50円、義援金100円の計150円を支給し、残りの150円は各自の資金から捻出することとなったが、そのかわり移住地内の立木を無償で提供し、建築資材として利用できるようにした。

また、この義援金は、住宅資金と同時に分配されることになったが、住宅が完成した者のみ交付する内示があったことから、上富良野村の吉田村長は、上川支庁や道庁に対し、義援金を住宅建設中の者や資金の融通が付かず住宅建築に着手できない者に対しても義援金を交付できるよう請願し、了承を受けた（『昭和二年五月以降復旧工事協議書類』、上富良野町役場所蔵）。

(3) 水田の再生

復興事業において最も長期にわたったのが、水田の再生であった。十勝岳爆発による水田被害は表3-3の通りである。復興事業に取り掛かるにも、まずは20万石ともいわれた流木を処分しなければならず、これらはのこぎりで6～9尺（約1.8～2.7m）に切断した上、積み重ねて乾燥させ、風のない夜中に約3か月をかけて焼却した。

土壌の改良には、泥流土の「除去」と「客土」という2つの方法がとられた。泥流土の厚い場所は、すべてを除去するのは困難なうえ、多額の費用を要する。そのため、泥が1尺5寸（約45cm）から5尺（約150cm）も堆積し、被災面積も広い上富良野市街地から上流の地区では「客土」、泥流土が2寸（約6cm）から1尺（約30cm）程度と比較的浅い上富良野市街地から下流、中富良野に至る地区では「除去」という手法がとられることとなった。

「客土」では、被災水田から最も近い山から採取したなるべく良質の土を、軽便軌道を利用して運搬し、泥流土であぜを作り、用排水溝を整え、客土する田（1枚の面積は3畝歩）を平らに均した後、運搬してきた土を厚さ3寸（約9cm）となるように敷くという作業を行った。ただし、鉄道線路付近の田は、線路が土を高く盛り上げて敷かれている上に、鉄道線路を横断して軽便軌道を敷くわけにはいかなかったことから、鉄道線路を横切った近くの山から土を運ぶことができず、線路を横切らないで遠方の山から土を運ぶこととなった。

一方、泥流土を「除去」する場合でも、すべてを取り除くと費用がかさむことから、2寸（約6cm）ほど泥流土を残して除去し、あとは被害にあっていない層の土と泥流土をプラウで耕起して混ぜ合わせることにした。

(4) 再生の経過

「客土」や泥流土の「除去」作業は、翌1928（昭和3）年にはとりあえず完了し、それとともに本格的な耕作も開始された。この年の作付面積は約80町歩で、5月30日から6月15日の間に種籾を播く作業を行ったが、種籾をつける水にも酸性の強い河川の水を利用しなければならず、また、土壌を耕起して水を流すと醤油のような汚い水が出たため、それを洗い流す洗浄作業がなされた。

一方、種籾も80%程度は発芽したが、根の先端は硫酸で焼けて黒色となり、全く根付かず、風が吹くと流されるほどだった。それでも2寸（約6cm）程度に成長した苗を集めて田植えをし、土を根元にかき寄せて苗が流されないように工夫し、多量の水を流して硫毒を洗い流すようにした。また肥料として、厩肥や堆肥1反あたり200貫のほか、過燐酸石灰、メ鰯、メ粕、米ぬか、石灰などを使用し、さらに追肥としてメ粕や硫安を加えた結果、施肥や管理の良好なものは、9月初めに1尺5～6寸（約46～48cm）に育ち出穂した。1反あたりの収穫高は約4斗程度で、あぜに泥流土を使用したためか、あぜのそばに植えた稲はすべて枯れ、あぜ自体にも全く植物が生えなかった。

翌1929（昭和4）年は、前年の作況を参考に、土質が不良な場所へ1～2寸（約3～6cm）程度の客土を行い、宅地にも客土をして、そ菜類や花き類の栽培が試みられ、ねぎや大根、馬鈴薯や燕麦など、酸性に強い作物は好成績を上げた。また、作付面積は180町歩で、5月中旬から土壌の洗浄と整地が行われ、永山農事試験場長玉山豊が中心となって耕種試験を行い、施肥や水稻の品種などの指導も行ったことから、ようやく効果的な耕作や土壌の改良がなされるようになった。

しかし、灌漑設備の整備や新しく開墾した田の整地と流木の片付けが、種籾直播の好期である5月25日から6月10日に間に合わなかった。また、試験的に移植した稲も枯れ、発芽状況や苗の定着は前年よりは良好であるものの、苗の幼根が前年同様土中に張らず、1寸（約3cm）程度に育つのを待って根元に土を寄せるなどの作業を行った。ただ、客土や灌漑、水のかけ流し、排水などすべての面がうまく行った水田の稲は成育も良好で2尺5、6寸（約76～79cm）までに成長し、収穫高も1反当たり6斗から2俵と増加した。

翌1930（昭和5）年になると、上富良野では前年1月24日に竣工した江幌貯水池が漏水し、再び改修工事が行われることとなった。富良野川は、もともと水量が豊富とはいえなかったところに、泥流災害により集水区域の針葉樹林の大部分が荒廃し、しかも水田の復旧に多量の水を必要とすることから、用水量が不足することは明らかだった。そこで、1927（昭和2）年3月3日に、草分土工組合が貯水池の設置を決定した（表3-8）が、敷地の買収や工事の難航、岩盤不良による設計変更、融雪により竣工が遅れ、一度は完成したものの、再び融雪期に漏水が起こったのである。

一方、この年は、過去2年の経験から排水の重要性が認識され、水田内の排水溝を一本増やすとともに、残留厩肥の腐熟に気を配った結果、とうとう土壌にバクテリアの息が確認できるようになった。しかし、泥流土を耕起して客土と混ぜたところに播いた種籾は、まだ苗が枯れてしまうことから、耕起する場合は、深さを2寸5分（約7.6cm）程度にとどめ、客土と泥流土が混ざらないように注意した。また、最初に泥流土を「除去」した水田でも硫毒が薄まり、「客土」した水田と同じ程度の収穫が見込めるようになった。さらに、玉山の決断で、各方面からの反対を押し切って硫安の量を増やして施肥したところ高い効果が得られ、硫毒の濃度が下がるとともに、この年が一般でも豊作が見込めるほど好天だったこともあり、被災地でも稲の成育が順調であった。

作付面積は250町歩にのぼり、これまで根付きの悪かった苗も3、4寸（約9～12cm）程度成長すると抜きにくくなるほど、根付くようになった。稲も3尺（約91cm）程度に成長し、中には4尺5寸（約136cm）に達するものもあらわれ、除草も必要となったが、一般の田畑に比較すればまだまだ雑草の量は少なかった。この年の収穫は1反あたり3俵で、多いところでは5俵に上った。また、このころから、泥流土にイタドリやスカンコ、柳、樺などが自然に成育し、芦などもみられるようになった。

1931～32（昭和6～7）年にかけて貯水池の補修工事が進んで、用排水設備も完成し、硫毒も明らかに濃度が下がって、被災地の水田はようやく本格的な収穫が見込めるようになった。耕作面積も326町歩に広がったが、運悪く天候不順による凶作にあたり、被災地の農民の生活は困難を極めた。

ようやく好天に恵まれたのは1933（昭和8）年のことで、この年ようやく水田も耕すと飴色の土が見え、農作物の成育に適した状態となった。また、水田でカエルの鳴き声が聞こえるようになり、水に含まれる硫毒が薄くなったことが実感されるようになった。あぜ裏など日陰では水苔が発生し、い草などが繁茂したことからあぜ刈りがなされ、あぜ近くの苗が枯れることもなくなった。ようやくどの田でも1反あたり平均2～3俵を常に収穫できるようになり、きちんと管理さえすれば収穫量を増やすことも可能となった。

被災直後、「硫黄分がなくなるまで10年は要する」といわれた水田は、8年の年月をかけて再生されたのである（『十勝岳爆発災害復旧事業大要』、上富良野町役場所蔵）。

おわりに

第3章では、1926（大正15）年噴火により甚大な被害を受けた、上富良野、美瑛、中富良野の、被災直後からの救護・復旧活動と復興事業がどのように進められたかを、復興予算の決定過程や、上富良野でみられた村内の対立にも触れながら明らかにした。

一時は、「復興か放棄か」の選択に迫られるほど甚大な被害を受けた被災地が、その後、昭和恐慌や大凶作に見舞われる中で、10年もたたないうちに復興を遂げたことは、被災当初から救護・復旧活動に携わり、その後の復興事業に協力して取り組んだ多くの人々の努力によるものである。

また、救護・復旧活動を進める上で、被災地の住民会や在郷軍人分会、青年団や消防組、婦人会といった団体はもちろんのこと、上川管内の連合青年団や在郷軍人会の連合分会の指示のもとで行われた近隣町村の青年団や在郷軍人分会による奉仕活動が、一定の役割を果たしたことも見逃せない。当時の青年団や在郷軍人分会の日常活動には、政府主導による社会教育の強化という側面があり、全国的な動向として、1926年噴火の前年1925（大正14）年には、半官半民的な指導体制のもとに大日本連合青年団が結成され、帝国在郷軍人会も半官製の軍部の外郭団体としての性格を強めていた。これらの団体は、昭和戦前期になると国民の思想統制に大きな役割を演じることになる。しかし、1926年噴火の救護・復旧活動において、団体単位の派遣・活動が可能で、連合組織が全体の活動状況を把握して派遣計画を作成できたことは、奉仕作業を効率的かつ組織的に進める上で大きな意味をもった。

一方、復旧作業の進め方に関連して、復旧が進んだことでかえって一時的混乱を招いた例として、1926年噴火では、鉄道の復旧がむしろ徒歩で行われる救護活動の支障となり、駅の乗降客の急増、混雑を招いたこと、電信・電話の復旧直後に電報や通話が殺到してかえって通信が遅延したことなどを紹介した。このような現象は、当時と生活環境が激変した現代の災害復旧現場においても起こり得るし、むしろ、いまだに我々が災害の復旧に取り組む際に直面する問題かもしれない。

復興予算が決定し、被災者への義援金分配などが具体化して支援も始まり、いよいよ本格的な復興事業に取り掛かろうというときに、上富良野村では村民間に対立が生まれ、村長への訴訟騒ぎにまで発展した。これは、長期にわたる救護・復旧活動への従事、再度の被災や復興そのものへの不安、被災者となった農民と被災しなかった市街地の人々との立場の違い、復興事業を進める上で避けられない村の負債、といったいくつかの問題が「隣保相助」という言葉だけでは片付けられない矛盾を生み出したことが原因とみられる。このような矛盾があらわれることは、1926年噴火の場合のように、この時期特に「北海道拓殖」という政策が重要視され、復旧・復興予算の決定が比較的円滑に進み、復興事業に取り組む環境が被災地の「外側」である程度整えられたとしても、不可避であったといえるだろう。